

平成20年度事業評価書要旨

平成20年度事業評価書（事前）要旨

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局指導課

事業名	救急医療体制の基盤整備・強化																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 1 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において必要な医療が提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 2-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>																																				
事業の概要	<p>① 平時から地域全体で医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制を整備する。</p> <p>② 平成18年度補正予算より小児初期救急センターの施設・設備整備の補助を行っているが、新たに運営費を補助する事業を実施し、設置の促進を図る。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 救急医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 救急医療機関の整備は地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、全国どの地域においても国民全てが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすると、国としても支援をしていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 民間の医療機関等の取り組みにかかる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) 従前より国の補助事業として救急医療対策事業があるため、補助が重複しないよう、交付要綱等に明記する。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>本事業実施により、第二次救急医療体制等の強化が図られ、円滑な救急搬送受入体制が確立されることにより、受入困難事例の解消が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">効率性の評価</td> <td>第二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する第三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療体制全体の強化に繋がる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:44,671百万円(医療提供体制推進事業費補助金の内数))</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 救急医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 救急医療機関の整備は地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、全国どの地域においても国民全てが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすると、国としても支援をしていく必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 民間の医療機関等の取り組みにかかる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方) 従前より国の補助事業として救急医療対策事業があるため、補助が重複しないよう、交付要綱等に明記する。				事業の有効性	本事業実施により、第二次救急医療体制等の強化が図られ、円滑な救急搬送受入体制が確立されることにより、受入困難事例の解消が期待できる。	効率性の評価	第二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する第三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療体制全体の強化に繋がる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 救急医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 救急医療機関の整備は地方(都道府県)においても重要な課題ではあるが、全国どの地域においても国民全てが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすると、国としても支援をしていく必要がある。																																					
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																			
(理由) 民間の医療機関等の取り組みにかかる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																																			
(有の場合の整理の考え方) 従前より国の補助事業として救急医療対策事業があるため、補助が重複しないよう、交付要綱等に明記する。																																					
事業の有効性	本事業実施により、第二次救急医療体制等の強化が図られ、円滑な救急搬送受入体制が確立されることにより、受入困難事例の解消が期待できる。																																				
効率性の評価	第二次救急医療体制の強化により、さらに重篤な救急患者を診療する第三次救急医療機関の負担が軽減され、救急医療体制全体の強化に繋がる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	当該事業の補助件数 (調査名・資料出所、備考) ・ 医政局指導課調べによる。	当該事業の実施状況を見る指標
参考指標		本事業と指標の関連についての説明
1	管制塔を担う医療機関の設置か所数	事業の進捗状況についての量的評価
2	小児初期救急センターの設置か所数 (調査名・資料出所、備考) ・ 医政局指導課調べによる。	事業の進捗状況についての量的評価

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局|医事課

事業名	女性医師保育等支援事業																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標1 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p>																																						
事業の概要	<p>子育て中の女性医師に対し、勤務形態に合わせて女性医師に代わり保育にあたる者や場所（保育サポーター、保育所等）を紹介したり、短時間正規雇用制度の活用や女性医師特有の個別具体的な問題について、相談するための受付・相談窓口を設置し、女性医師の離職防止及び再就業の促進を図る。</p>																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）で「女性医師等の働きやすい職場環境の整備」を掲げており、行政からの積極的支援が必要である。 </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 医師確保対策については、政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）で国の行うべく施策の柱であり、国が責任をもって関与していくことが必要である。 </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 女性医師の保育等支援を行うことは、国が責任をもって関与するとともに県内の医師確保の観点から各都道府県が積極的に関与する必要がある、民営化や外部委託にはなじまないものである。 </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (有の場合の整理の考え方) </td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 子育て中の女性医師に保育等支援を行うことにより、女性医師の働きやすい環境が整備され、離職防止や再就業の促進が図られ、医師の確保につながる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"> 受付・相談窓口を設置することにより、保育にあたる者が情報提供等を活用することができ、これまで女性医師自身のみで行っていた保育先の選定や確保を効率的に行うことができる。 </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:181百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）で「女性医師等の働きやすい職場環境の整備」を掲げており、行政からの積極的支援が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 医師確保対策については、政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）で国の行うべく施策の柱であり、国が責任をもって関与していくことが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 女性医師の保育等支援を行うことは、国が責任をもって関与するとともに県内の医師確保の観点から各都道府県が積極的に関与する必要がある、民営化や外部委託にはなじまないものである。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性		子育て中の女性医師に保育等支援を行うことにより、女性医師の働きやすい環境が整備され、離職防止や再就業の促進が図られ、医師の確保につながる。		受付・相談窓口を設置することにより、保育にあたる者が情報提供等を活用することができ、これまで女性医師自身のみで行っていた保育先の選定や確保を効率的に行うことができる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）で「女性医師等の働きやすい職場環境の整備」を掲げており、行政からの積極的支援が必要である。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 医師確保対策については、政府・与党でまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）で国の行うべく施策の柱であり、国が責任をもって関与していくことが必要である。																																							
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																					
(理由) 女性医師の保育等支援を行うことは、国が責任をもって関与するとともに県内の医師確保の観点から各都道府県が積極的に関与する必要がある、民営化や外部委託にはなじまないものである。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																					
(有の場合の整理の考え方)																																							
事業の有効性																																							
子育て中の女性医師に保育等支援を行うことにより、女性医師の働きやすい環境が整備され、離職防止や再就業の促進が図られ、医師の確保につながる。																																							
受付・相談窓口を設置することにより、保育にあたる者が情報提供等を活用することができ、これまで女性医師自身のみで行っていた保育先の選定や確保を効率的に行うことができる。																																							

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 保育相談女性医師数 (単位:人) (-)	本事業の実施により、保育相談を行う女性医師が増え、勤務の態様に見合った女性医師の就業が可能となる。
2 医療施設従事女性医師数 (単位:人) (-)	本事業の実施により、女性医師の離職防止・再就業促進につながり、就業女性医師数が増加する。
(調査名・資料出所、備考) 2. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/180/2006/toukeihyou/0006337/t0139929/ISI0039_001.html	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局結核感染症課

事業名	新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）																																								
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>施策目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>																																								
事業の概要	<p>新型インフルエンザ発生時における医療体制の整備を行うため、関係団体、関係機関（協力医療機関、保健所、防災関係、地域医師会、市町村等）が横断的に連携するための協議会を設置し、二次医療圏ごとに保健所を中心とした医療体制について、必要な検討を行うために必要な経費を補助する。二次医療圏で行う訓練に補助する。</p>																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。 </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。 </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (有の場合の整理の考え方) </td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">効率性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制を確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:340百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性		新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。		効率性		新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制を確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																						
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。																																									
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																						
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。																																									
民営化や外部委託の可否	可	否																																							
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。																																									
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																							
(有の場合の整理の考え方)																																									
事業の有効性																																									
新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。																																									
効率性																																									
新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制を確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。																																									

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 協議会の開催数(全二次医療圏での実施/21年度) (調査名・資料出所、備考) 指標は、健康局結核感染症課調べ。	医療体制について地域で十分検討することは必要である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局結核感染症課

事業名	新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ普及啓発費）																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>施策目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>																															
事業の概要	<p>新型インフルエンザの発生に備え、国民に対する正しい知識の普及啓発を図るため、リスクコミュニケーション計画の策定やポスター・DVD・ガイドブックの作成、HPによる情報提供、イベントやシンポジウムの開催等を実施する</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、正しい知識を普及する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための施策を行うことは必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 広報戦略等にたけている事業者に委託することは可能。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>個人レベルにおける新型インフルエンザに対する準備が進み、かつ新型インフルエンザ発生時冷静な対応や感染防止を期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">発生時の対応について必要な知識を国民が持つことで新型インフルエンザ発生時、被害を軽微にすることにつながる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:533百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、正しい知識を普及する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための施策を行うことは必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 広報戦略等にたけている事業者に委託することは可能。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	個人レベルにおける新型インフルエンザに対する準備が進み、かつ新型インフルエンザ発生時冷静な対応や感染防止を期待できる。	発生時の対応について必要な知識を国民が持つことで新型インフルエンザ発生時、被害を軽微にすることにつながる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、正しい知識を普及する必要がある。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための施策を行うことは必要である。																																
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																														
(理由) 広報戦略等にたけている事業者に委託することは可能。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性																																
個人レベルにおける新型インフルエンザに対する準備が進み、かつ新型インフルエンザ発生時冷静な対応や感染防止を期待できる。																																
発生時の対応について必要な知識を国民が持つことで新型インフルエンザ発生時、被害を軽微にすることにつながる。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	新型インフルエンザの周知率(80%以上/平成21年度)	新型インフルエンザの認知率の向上が、普及啓発の進展状況を示す指標となる。
(調査名・資料出所、備考) 健康局結核感染症課調べ		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局結核感染症課

事業名	新型インフルエンザ対策事業費（医療体制の整備）																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>施策目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>																																				
事業の概要	<p>新型インフルエンザ発生に備え、感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ発生時に患者を受け入れる協力医療機関を対象に、設備（人工呼吸器、個人防護具、簡易ベッド）整備補助を行う。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制の確保が新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">効率性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新型インフルエンザが発生した場合、最大10万1千人の入院患者が見込まれている。こうした患者に対応できる体制を整備するため、感染症指定医療機関及び協力医療機関等に設備整備を行うことは、被害軽減に資するため効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:3,125百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性		新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制の確保が新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。		効率性		新型インフルエンザが発生した場合、最大10万1千人の入院患者が見込まれている。こうした患者に対応できる体制を整備するため、感染症指定医療機関及び協力医療機関等に設備整備を行うことは、被害軽減に資するため効率的である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。																																					
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																			
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
事業の有効性																																					
新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制の確保が新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。																																					
効率性																																					
新型インフルエンザが発生した場合、最大10万1千人の入院患者が見込まれている。こうした患者に対応できる体制を整備するため、感染症指定医療機関及び協力医療機関等に設備整備を行うことは、被害軽減に資するため効率的である。																																					

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	人工呼吸器の購入数 (単位:台/平成21年度末)	人工呼吸器の購入数は、新型インフルエンザ発生時に、医療従事者が医療を提供するための体制の充実を示すものである。
2	個人防護具の購入数 (単位:台/平成21年度末)	個人防護具の購入数は、新型インフルエンザ発生時に、医療従事者が医療を提供するための体制の充実を示すものである。
3	簡易ベッドの購入数(単位:台/平成21年度末)	簡易ベッドの購入数は、新型インフルエンザ発生時に、医療従事者が医療を提供するための体制の充実を示すものである。
(調査名・資料出所、備考) ・指標は健康局結核感染症課調べ		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008		平成20年6月27日

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局結核感染症課

事業名	新型インフルエンザ対策事業費（プレパンデミックワクチンの社会機能維持者への接種体制整備）																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>施策目標 5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>																																						
事業の概要	<p>プレパンデミックワクチンを医療従事者等・社会機能維持者に安全性・有効性の確認をしながら段階的に事前接種を行う。</p>																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した際に社会機能の混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、社会機能を維持する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための社会機能の維持について施策を行うことは必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新型インフルエンザが発生したとき、社会機能を維持する業務に従事する者を確保することにより、社会機能を維持し、混乱を最小限にするためにも必要である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事前接種を行わず、新型インフルエンザ発生時に、必要な社会機能維持者を確保できなかった場合、社会機能維持に関わる事業が継続できず、膨大な社会的損失を生じさせるおそれがあるので、必要な社会機能維持者に対してワクチンの事前接種を行うことは効率的である。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:5,490百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した際に社会機能の混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、社会機能を維持する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための社会機能の維持について施策を行うことは必要である。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性		新型インフルエンザが発生したとき、社会機能を維持する業務に従事する者を確保することにより、社会機能を維持し、混乱を最小限にするためにも必要である。		事前接種を行わず、新型インフルエンザ発生時に、必要な社会機能維持者を確保できなかった場合、社会機能維持に関わる事業が継続できず、膨大な社会的損失を生じさせるおそれがあるので、必要な社会機能維持者に対してワクチンの事前接種を行うことは効率的である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に社会機能の混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、社会機能を維持する必要がある。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための社会機能の維持について施策を行うことは必要である。																																							
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(有の場合の整理の考え方)																																							
事業の有効性																																							
新型インフルエンザが発生したとき、社会機能を維持する業務に従事する者を確保することにより、社会機能を維持し、混乱を最小限にするためにも必要である。																																							
事前接種を行わず、新型インフルエンザ発生時に、必要な社会機能維持者を確保できなかった場合、社会機能維持に関わる事業が継続できず、膨大な社会的損失を生じさせるおそれがあるので、必要な社会機能維持者に対してワクチンの事前接種を行うことは効率的である。																																							

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 プレパンデミックワクチンの接種者数(単位:人/未定)	接種者数は、新型インフルエンザ発生時に、社会機能維持に従事できる者の数であり、パンデミックにおける社会機能維持の体制の充実を示すものである。
(調査名・資料出所、備考) ・指標は健康局結核感染症課調べ	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局研究開発振興課

事業名	グローバル臨床研究拠点整備事業																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>																																				
事業の概要	<p>平成21年度から、治験拠点医療機関等に対して、国際共同臨床研究を行うための医師、臨床研究コーディネーター、外国語対応可能なスタッフ等の確保、外国語対応可能な倫理審査委員会の設置等の人的な体制確保及び多様な研究に対応できる設備等の充実に図り、国際共同臨床研究に十分対応可能な体制整備を行う。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、優れた医療技術の臨床応用を可能とする体制・基盤を整備し、より良い医薬品、医療機器等をより迅速に提供することにより、国民の保健衛生の向上を果たすという国の役割の一環として行うものである。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 当該事業は、治験拠点医療機関等（国立高度医療センターを含む）が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業が軌道に乗り国際共同治験等が促進されれば、治験拠点医療機関等が自らの負担や医薬品、医療機器メーカーからの負担等により、実施可能。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"> <p>国際共同臨床研究を積極的に行うことにより、すぐれた医療技術の臨床応用が促進され、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な開発が期待される。</p> </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">国際共同治験等が促進されることにより、医薬品等の承認審査が迅速かつ効率的に実施されることとなり、国民が早期に新たな医薬品等による恩恵を受けることができる。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:600百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、優れた医療技術の臨床応用を可能とする体制・基盤を整備し、より良い医薬品、医療機器等をより迅速に提供することにより、国民の保健衛生の向上を果たすという国の役割の一環として行うものである。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 当該事業は、治験拠点医療機関等（国立高度医療センターを含む）が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業が軌道に乗り国際共同治験等が促進されれば、治験拠点医療機関等が自らの負担や医薬品、医療機器メーカーからの負担等により、実施可能。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	<p>国際共同臨床研究を積極的に行うことにより、すぐれた医療技術の臨床応用が促進され、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な開発が期待される。</p>	国際共同治験等が促進されることにより、医薬品等の承認審査が迅速かつ効率的に実施されることとなり、国民が早期に新たな医薬品等による恩恵を受けることができる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 本事業は、優れた医療技術の臨床応用を可能とする体制・基盤を整備し、より良い医薬品、医療機器等をより迅速に提供することにより、国民の保健衛生の向上を果たすという国の役割の一環として行うものである。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 当該事業は、治験拠点医療機関等（国立高度医療センターを含む）が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。																																					
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																			
(理由) 本事業が軌道に乗り国際共同治験等が促進されれば、治験拠点医療機関等が自らの負担や医薬品、医療機器メーカーからの負担等により、実施可能。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
(有の場合の整理の考え方)																																					
事業の有効性	<p>国際共同臨床研究を積極的に行うことにより、すぐれた医療技術の臨床応用が促進され、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な開発が期待される。</p>																																				
国際共同治験等が促進されることにより、医薬品等の承認審査が迅速かつ効率的に実施されることとなり、国民が早期に新たな医薬品等による恩恵を受けることができる。																																					

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	国際共同治験届出数	本事業により国際的な共同研究がどのくらい実施されるようになったか
(調査名・資料出所、備考) ・指標は、医薬食品局審査管理課調べ。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	グローバル臨床研究拠点数	本事業によりグローバル(世界的規模で展開する)臨床研究拠点がいくつ整備されたか
(調査名・資料出所、備考) ・指標は、医薬食品局審査管理課調べ。		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「革新的医薬品・医療機器の創出に関する5か年戦略」	平成20年5月13日改定	・臨床研究・治験については、中央IRB機能等を有し、高度な国際共同研究の実施が可能なグローバル臨床研究拠点を整備する。(平成21年度から措置；厚生労働省)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局総務課生活習慣病対策室

事業名	女性の健康支援対策事業費																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標Ⅰ-1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標Ⅰ-1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p>																																
事業の概要	<p>女性の健康づくりを支援するため、都道府県において、①乳がん・子宮がん②骨粗鬆症③若い女性のやせ対策④更年期障害、更年期症状等について、下記事業等を例として、地域の実情を把握するとともに創意工夫をこらした事業を実施するものである。</p> <p>a調査及び事業推進に係る企画・評価検討会 b地域における女性の健康に関する実態調査 c若年女性のための女性の健康手帳の作成・交付 d研修事業（健康相談員の育成等）</p>																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新健康フロンティア戦略（平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議）において「女性の健康力」が柱の1つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業により、国が都道府県での取組を促進することにより、地域における女性の健康づくりに関する課題について地域の実情に応じた取組を実施することができ、健康への意識が高まり検診の受診につながる。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、都道府県の取組に係わる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"> 本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"> 本事業は、女性の健康づくりに取り組む都道府県において、地域の実情を把握し、それに応じた取組を実施するものであるため、地域の健康課題に対応した取組を効率的に行うことができる。 </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:150百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 新健康フロンティア戦略（平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議）において「女性の健康力」が柱の1つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 本事業により、国が都道府県での取組を促進することにより、地域における女性の健康づくりに関する課題について地域の実情に応じた取組を実施することができ、健康への意識が高まり検診の受診につながる。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 本事業は、都道府県の取組に係わる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無		事業の有効性	本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。	本事業は、女性の健康づくりに取り組む都道府県において、地域の実情を把握し、それに応じた取組を実施するものであるため、地域の健康課題に対応した取組を効率的に行うことができる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																														
(理由) 新健康フロンティア戦略（平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議）において「女性の健康力」が柱の1つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																														
(理由) 本事業により、国が都道府県での取組を促進することにより、地域における女性の健康づくりに関する課題について地域の実情に応じた取組を実施することができ、健康への意識が高まり検診の受診につながる。																																	
民営化や外部委託の可否	可	否																															
(理由) 本事業は、都道府県の取組に係わる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無																															
事業の有効性	本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。																																
本事業は、女性の健康づくりに取り組む都道府県において、地域の実情を把握し、それに応じた取組を実施するものであるため、地域の健康課題に対応した取組を効率的に行うことができる。																																	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	乳がん検診受診率(単位: %) (前年度以上/毎年度)	女性の健康づくりを支援する取組を実施することにより、健康への意識が高まり検診の受診につながる。
2	子宮がん検診受診率(単位: %) (前年度以上/毎年度)	女性の健康づくりを支援する取組を実施することにより、健康への意識が高まり検診の受診につながる。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び指標2は、「地域保健・老人保健事業報告の概況」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	本事業の補助件数	本事業がどれだけ実施されているかを示すもの。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、健康局総務課生活習慣病対策室調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部化学物質対策課

事業名	ナノマテリアルの有害性等の試験等																														
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること</p> <p>施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>																														
事業の概要	<p>長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能の確認を行う。</p>																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">民営化や外部委託の可否</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">可</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(理由) 化学物質の有害性の調査にあたり、一定の組織、設備等を具備した基準を定めたGLP(優良試験所指針)に合致した施設を有する事業者であれば試験の実施が可能のため。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">無</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td>ナノマテリアルの有害性試験の実施 → 試験結果の公表 → 労働者へのばく露防止対策 → 労働者の健康の確保</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)				民営化や外部委託の可否	可	否	(理由) 化学物質の有害性の調査にあたり、一定の組織、設備等を具備した基準を定めたGLP(優良試験所指針)に合致した施設を有する事業者であれば試験の実施が可能のため。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無	政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	ナノマテリアルの有害性試験の実施 → 試験結果の公表 → 労働者へのばく露防止対策 → 労働者の健康の確保	事業の有効性	ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。	本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																												
(理由) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)																															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																												
(理由) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)																															
民営化や外部委託の可否	可	否																													
(理由) 化学物質の有害性の調査にあたり、一定の組織、設備等を具備した基準を定めたGLP(優良試験所指針)に合致した施設を有する事業者であれば試験の実施が可能のため。																															
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無																													
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																															
ナノマテリアルの有害性試験の実施 → 試験結果の公表 → 労働者へのばく露防止対策 → 労働者の健康の確保																															
事業の有効性																															
ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。																															
本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。																															

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 長期発がん性試験方法の確立のためのナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作(平成21年度)	ナノマテリアルの人への生体影響は未解明であり、また、生体影響を調べるための長期発がん性の試験方法が確立されていない。
2 試作した吸入ばく露装置について代表的ナノマテリアル1物質を用いての装置の性能確認(平成21年度)	ナノマテリアル長期発がん性試験を実施する上で実験データの精度の確保が必要である。
(調査名・資料出所、備考) ナノマテリアルの有害性等の試験等調査結果報告書による。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部労働衛生課

事業名	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置																																					
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること</p> <p>施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>																																					
事業の概要	各都道府県単位の設置されている「メンタルヘルス対策支援センター」に、職場復帰等相談員を配置し、事業場がメンタルヘルス不調により休業していた労働者の円滑な職場復帰支援を行うに際し、必要な助言等を行う。																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取組みが期待しにくいことから、行政がその取組みに関与するとともに、支援を行うことが必要である。 これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、事業者の性格上、営利企業による運営になじまないため、国が関与して実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 職場復帰支援を始めとするメンタルヘルス対策に係る十分な知見を有するとともに、各地域における事業場外資源との連携を図り、事業者に対した的確な助言等が行える専門家などの一定の知識を有する人材を確保することができる全国組織を有する団体に委託することができる。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td>全国47の都道府県に設置されているメンタルヘルス対策支援センターに円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置→事業者等からの職場復帰支援に関する的確な助言等の実施→メンタルヘルス不調により休業している労働者の円滑な職場復帰の促進→メンタルヘルス対策の取組促進</td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>都道府県単位の職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れるものである。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取組みが期待しにくいことから、行政がその取組みに関与するとともに、支援を行うことが必要である。 これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、事業者の性格上、営利企業による運営になじまないため、国が関与して実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 職場復帰支援を始めとするメンタルヘルス対策に係る十分な知見を有するとともに、各地域における事業場外資源との連携を図り、事業者に対した的確な助言等が行える専門家などの一定の知識を有する人材を確保することができる全国組織を有する団体に委託することができる。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	全国47の都道府県に設置されているメンタルヘルス対策支援センターに円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置→事業者等からの職場復帰支援に関する的確な助言等の実施→メンタルヘルス不調により休業している労働者の円滑な職場復帰の促進→メンタルヘルス対策の取組促進	事業の有効性	事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。	都道府県単位の職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れるものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																			
(理由) メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取組みが期待しにくいことから、行政がその取組みに関与するとともに、支援を行うことが必要である。 これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、事業者の性格上、営利企業による運営になじまないため、国が関与して実施する必要がある。																																						
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																			
(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。																																						
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																				
(理由) 職場復帰支援を始めとするメンタルヘルス対策に係る十分な知見を有するとともに、各地域における事業場外資源との連携を図り、事業者に対した的確な助言等が行える専門家などの一定の知識を有する人材を確保することができる全国組織を有する団体に委託することができる。																																						
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																				
(有の場合の整理の考え方)																																						
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																						
全国47の都道府県に設置されているメンタルヘルス対策支援センターに円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置→事業者等からの職場復帰支援に関する的確な助言等の実施→メンタルヘルス不調により休業している労働者の円滑な職場復帰の促進→メンタルヘルス対策の取組促進																																						
事業の有効性																																						
事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。																																						
都道府県単位の職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れるものである。																																						

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	メンタルヘルス対策支援センターを利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合 (単位: %)	当該事業を利用した事業場からの聴取記録等による指標。
(調査名・資料出所、備考) 指標1はメンタルヘルス対策支援センターの調査による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	メンタルヘルス対策支援センターへの相談件数 (単位: 件)	メンタルヘルス対策支援センターの窓口への相談数による指標。
(調査名・資料出所、備考) 指標1はメンタルヘルス対策支援センターの調査による。		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

事業名	仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励																																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標4 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p>																																																						
事業の概要	<p>仕事と生活の調和の実現に向けた地域における取組を促進するため、積極的に取り組もうとする意欲のある自治体を「仕事と生活の調和推進宣言都市」に指定し、宣言都市が行う取組に対する支援を行う。</p>																																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small></td> </tr> <tr> <td colspan="4">仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small></td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small></td> </tr> <tr> <td colspan="4">民間団体に事業の実施を委託することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 <small>(有の場合の整理の考え方)</small></td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">無し。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td colspan="2">仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	<small>(理由)</small>				仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	<small>(理由)</small>				本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。				民営化や外部委託の可否	可	否		<small>(理由)</small>				民間団体に事業の実施を委託することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 <small>(有の場合の整理の考え方)</small>	有	無		無し。				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)		事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成		事業の有効性		仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。		仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																																				
<small>(理由)</small>																																																							
仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。																																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																																				
<small>(理由)</small>																																																							
本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。																																																							
民営化や外部委託の可否	可	否																																																					
<small>(理由)</small>																																																							
民間団体に事業の実施を委託することとしている。																																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 <small>(有の場合の整理の考え方)</small>	有	無																																																					
無し。																																																							
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																																							
事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成																																																							
事業の有効性																																																							
仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。																																																							
仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。																																																							

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率	仕事と生活の調和の推進に向けた社会的気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。
2		
(調査名・資料出所、備考) 内閣府国民生活局「国民生活選好度調査」による。 なお、本調査は3年に一度実施され、直近では平成20年度に実施されている。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	仕事と生活の調和推進宣言都市数	仕事と生活の調和推進宣言を実施する都市数が多いほど、本事業の訴求対象人口が増加するものと考えられ、社会的気運の醸成に資するものといえる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局公共職業安定所運営企画室

事業名	ふるさとハローワーク推進事業（仮称）																																																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標 1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																																																
事業の概要	<p>地方公共団体（都道府県等）が独自の雇用対策を国と共同で実施することを要請する場合、国が職業紹介・職業相談を実施し、地方公共団体がセミナー、就業準備講習、面接会、事業所情報の提供等を実施する仕組みを整備する。この地方公共団体が講ずる施策の一部を事業内容に応じ、民間団体に委託して実施する。</p>																																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所（国）が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策（企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等）と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">効率性</td> <td>国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,740百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 就職件数 (件) (-)</td> <td>ふるさとハローワークを利用する求職者の就職件数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。</td> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 相談件数 (件) (-)</td> <td>ふるさとハローワークへの来所者数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。</td> </tr> </tbody> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由)				本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由)				本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所（国）が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由)				本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策（企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等）と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。				事業の有効性	地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。	効率性	国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。	アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明	1 就職件数 (件) (-)	ふるさとハローワークを利用する求職者の就職件数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)	(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明	1 相談件数 (件) (-)	ふるさとハローワークへの来所者数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)	(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																																														
(理由)																																																																	
本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。																																																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																																														
(理由)																																																																	
本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所（国）が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。																																																																	
民営化や外部委託の可否	可	否																																																															
(理由)																																																																	
本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策（企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等）と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。																																																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																																															
(有の場合の整理の考え方)																																																																	
「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。																																																																	
事業の有効性	地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。																																																																
効率性	国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。																																																																
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明																																																																
1 就職件数 (件) (-)	ふるさとハローワークを利用する求職者の就職件数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)																																																																
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。																																																																	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明																																																																
1 相談件数 (件) (-)	ふるさとハローワークへの来所者数 (地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。)																																																																
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。																																																																	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局首席職業指導官室

事業名	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																				
事業の概要	<p>非正規労働者の特に多い大都市圏(東京、愛知、大阪)に非正規労働者の安定した就職を支援するため、「非正規労働者就労支援センター」(仮称)を設置して、以下の取組等を行う。</p> <p>(1) 担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等 自己理解・労働市場の理解支援から応募書類の書き方、面接の受け方指導等、個々の対象者の状況、課題等に応じて、担当制によるきめ細かな支援の実施。</p> <p>(2) 公共職業訓練の受講希望者に対する支援 能力等に応じた公共職業訓練に係る情報提供や受講相談、受講あっせん等を実施。</p> <p>(3) 求職者のニーズ、能力等に応じた求人開拓の実施 求職者のニーズ、能力等に応じて、トライアル雇用や紹介予定派遣に係る求人開拓。</p> <p>(4) 公共職業安定所の求人情報をはじめとした各種就職情報の提供</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 943 1414 1518"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1570 1414 1648"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1693 1414 1872"> <tr> <td>効率性</td> <td>非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:607百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。	効率性	非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。																																					
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																			
(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
(有の場合の整理の考え方)																																					
事業の有効性	本事業の担当制によるきめ細かな職業紹介・職業相談等の支援等を通じ、より多くの非正規労働者の常用就職を図ることが期待される。																																				
効率性	非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。本事業の実施は、非正規労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
「非正規労働者就労支援センター（仮称）」の支援対象者のうち、常用就職した者の割合（単位：％）	本事業は、非正規労働者の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
非正規労働者就労支援センター（仮称）の支援対象者数（単位：人）	本事業は、安定した就職を希望する非正規労働者を支援対象としているところ、その支援対象者数を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局首席職業指導官室

事業名	公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																				
事業の概要	<p>全国の主要な公共職業安定所151か所に「安定就職コーナー(仮称)」を設置し、日雇派遣労働者等であった者で直接雇用による安定した職業に就くことを希望するものに対し、担当者制により以下の就職支援を行う。</p> <p>(1) 担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等 対象者の状況、課題等に応じて担当者制による総合的かつ一貫した支援。</p> <p>(2) 安定就職に向けた短期就労のための求人開拓 最終的な常用就職を視野に入れた短期就業やトライアル雇用のあっせん等を支援するとともに、そのための求人開拓を実施。</p> <p>(3) 安定就職者(日雇派遣等経験者)の職場見学ツアーと意見交換会</p> <p>(4) トライアル雇用の活用による日雇派遣労働者の常用雇用の促進</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 日雇派遣労働者等として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 日雇派遣労働者として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;">本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">日雇派遣労働者が不本意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。</td> <td style="width: 30%;">本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,687百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 日雇派遣労働者等として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 日雇派遣労働者として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。	日雇派遣労働者が不本意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。	本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																		
(理由) 日雇派遣労働者等として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																		
(理由) 日雇派遣労働者として就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任において実施すべきものである。																																					
民営化や外部委託の可否	可	否																																			
(理由) 本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																			
(有の場合の整理の考え方)																																					
事業の有効性	本事業による担当者制による一貫した就職支援、職場定着指導等を実施することにより、より多くの日雇派遣労働者であった者の常用就職を図ることが期待される。																																				
日雇派遣労働者が不本意なままこうした雇用形態での就業を続けることは、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響があるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながることであり、我が国の経済社会全体の活力を削ぐおそれがある。	本事業の実施は、日雇派遣労働者の常用就職を図り、これらの問題点の解消に資する効果が期待される。また、本事業は、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所により、既存の組織・ノウハウを活用しつつ実施する。このため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	安定就職コーナー（仮称）の支援対象者のうち、常用就職した者の割合 (単位：%)	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
2	トライアル雇用常用雇用移行率（単位：%）	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	安定就職コーナー（仮称）の支援対象者数 (単位：人)	本事業は、安定した就職を希望する日雇派遣労働者等を支援対象としているところ、その支援対象者数を「評価指標」とすることが適当であるため。
2	トライアル雇用開始者数 (単位：人)	本事業は、日雇派遣労働者等の常用就職を図ることを目標としているところ、その支援対象者の常用就職割合を「評価指標」とすることが適当であるため。
(調査名・資料出所、備考) 指標1及び2 資料出所：職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～		平成20年7月29日

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局首席職業指導官室

事業名	緊急地域共同就職支援事業(仮称)																																																								
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																																								
事業の概要	<p>雇用失業情勢が特に厳しい8道県において、「緊急地域共同就職支援事業」を創設し、国が実施する職業相談・職業紹介と、当該道県が独自で実施する不況業種等からの職種転換支援、離職者の生活安定支援等の雇用対策に密接に関連した講習、面接会、企業体験等を一体的に実施する。また、そのための拠点として、「地域共同就職支援センター(仮称)」を設置する。</p>																																																								
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 969 1410 1447"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="6">近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="6">本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>可</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>否</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="6">本事業の一部については、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して実施する。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1496 1410 1574"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td colspan="6">本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1624 1410 1749"> <tr> <td>雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。</td> </tr> </table> <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:621百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他	(理由)	近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。						国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他	(理由)	本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。						民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	<input type="checkbox"/>	否			(理由)	本事業の一部については、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して実施する。						他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無			事業の有効性	本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。						雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他																																																			
(理由)	近年、8道県の有効求人倍率は、特に厳しい水準で推移しているところ、今後もこのような就職機会の乏しい状態で推移した場合には、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような社会的課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。																																																								
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	その他																																																			
(理由)	本事業は、公共職業安定所(国)が提供する全国ネットワークによる職業紹介と施策を独自に実施する地域の実情に応じた雇用対策を8道県が提供する共同事業の形態である。																																																								
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	<input type="checkbox"/>	否																																																					
(理由)	本事業の一部については、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して実施する。																																																								
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無																																																					
事業の有効性	本事業は、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することにより、地域の雇用失業情勢の改善に資することとなることが期待される。																																																								
雇用失業情勢が特に厳しい地域において改善を図っていくためには、国が行う雇用対策と、地域の実情を踏まえた道県の雇用対策とを一体的に実施することが効果的である。本事業は、このような考え方に沿って実施するものであるとともに、既存の組織・ノウハウを活用して低廉な方法によることとしているため、費用対効果の観点から効率的である。																																																									

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
「地域共同就職支援センター（仮称）」利用者の就職件数（単位：件） （－）	本事業の実施により、当該地域における就職機会の増大を図ることとしているため、「地域共同就職支援センター（仮称）」利用者の就職件数とした。 なお、地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
「地域共同就職支援センター（仮称）」利用者の相談件数（単位：件） （－）	本事業は、雇用失業情勢の特に厳しい地域において、事業の中核的な拠点として「地域共同就職支援センター（仮称）」を設置して、各種の雇用対策を実施しているため、その支援対象者の相談件数とした。 なお、地方公共団体と共同で事業運営を行うため、現時点における達成水準の記載は困難である。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

担当部局名:
職業安定局首席職業指導官室
職業安定局介護労働対策室

評価実施時期:平成20年8月

事業名	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること 施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること 施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																																		
事業の概要	<p>(1) 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の創設 雇用管理の改善を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介助福祉機器の導入等、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施。</p> <p>(2) 雇用管理改善等援助事業の推進 介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等の実施。</p> <p>(3) 「福祉人材ハローワーク(仮称)」の創設等 福祉人材の安定的な確保が特に困難な大都市圏(東京、愛知、大阪)に福祉・介護サービス分野に特化したマッチング拠点である「福祉人材ハローワーク(仮称)」を設置し、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介等の人材確保支援を行う。また、全国57か所のハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、福祉・介護サービス分野の職業紹介等の人材確保支援を行う。</p>																																		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="414 1198 1412 1870"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3"> <p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3"> <p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3"> <p>本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</p> </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="414 1915 1412 2083"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td> <p>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p> </td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	<p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p>			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	<p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</p>			民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	<p>本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</p>			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	<p>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(理由)	<p>少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。</p> <p>こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</p>																																		
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(理由)	<p>今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないよう、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</p>																																		
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(理由)	<p>本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</p>																																		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(有の場合の整理の考え方)																																			
事業の有効性	<p>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</p>																																		

(3) 効率性の評価

福祉・介護サービス分野における人材の確保・定着を促進するための手段として、雇用管理の改善に自ら取り組む事業主等に対して支援していくことが効率的かつ効果的である。
 本事業は、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するとともに、専門的なノウハウを有する公共職業安定所、介護労働安定センター等の既存の組織を活用しつつ、最も低廉な方法により事業を実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。

施策に関する
 評価結果の概
 要と達成すべき
 目標等

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:10,501百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(単位:%)	本事業は、助成金の支給等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率(単位:%)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	福祉関連職業の充足率(単位:%)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1は、助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査(都道府県労働局調べ。)による。 ・指標2は、相談援助事業を受けた事業所に対し実施した追跡調査(財団法人介護労働安定センター調べ。)による。 ・指標3は、厚生労働省「職業安定業務統計」による。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金支給決定件数(単位:件)	本事業は、助成金の支給により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業に係る相談/情報提供件数(単位:千件)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	「福祉人材ハローワーク(仮称)」等における相談件数(単位:件)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1及び3は職業安定局調べによる。 ・指標2は(財)介護労働安定センター調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局地域雇用対策室

事業名	雇用創造先導的創業等奨励金(仮称)																															
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること 施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること																															
事業の概要	パッケージ事業を実施する地域において、パッケージ事業による支援を受けた創業予定者の中から、地域雇用創造協議会が地域内で先導的な役割を果たす者として選定したものに対し、創業に要する費用の一部を助成する。																															
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (1) 必要性の評価 <table border="1" data-bbox="427 815 1417 1267"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、国に設置された第三者委員会において事業構想の採択の是非を決定するもので、パッケージ事業と併せて実施する助成措置であることから、民営化や外部委託を行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> (2) 有効性の評価 <table border="1" data-bbox="427 1317 1417 1420"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。</td> </tr> </table> (3) 効率性の評価 <table border="1" data-bbox="427 1469 1417 1518"> <tr> <td>パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由)	本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由)	本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。			民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由)	本事業は、国に設置された第三者委員会において事業構想の採択の是非を決定するもので、パッケージ事業と併せて実施する助成措置であることから、民営化や外部委託を行うことはできない。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。	パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由)	本事業は、その地域における先導的な役割を果たす者として選定された創業者に対して創業費用の一部を助成するものであることから、行政が行うべきものである。																															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由)	本事業は、雇用失業情勢の地域差の是正を図ることを目的とするものであり、各地域における取組に対する支援を全国的見地から行うことが必要であると考えられることから、国が行うべきものである。																															
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																														
(理由)	本事業は、国に設置された第三者委員会において事業構想の採択の是非を決定するもので、パッケージ事業と併せて実施する助成措置であることから、民営化や外部委託を行うことはできない。																															
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性	助成金の支給により、地域内における先導的な創業者が生まれるとともに、当該事業主の労働者の雇い入れと定着を可能とするものであり、有効な事業である。																															
パッケージ事業との相乗的な効果が得られるものであり、効率的な事業である。																																
	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:200百万円)																															

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 本助成金の支給を受けた事業所のうち、本助成金の支給終了後半年を経過した時点で一般被保険者の数が3人以上である事業所の割合(%) (80%以上/平成23年度)	創業に当たり経費助成を受けたことによって、一般被保険者の雇入れ及び定着が図られた結果、引き続き一般被保険者を一定数以上雇用している事業所の割合
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 支給決定件数(件) (20件以上/平成21年度)	本助成金の支給対象となる創業の件数
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局地域雇用対策室

事業名	地域貢献活動分野支援事業(仮称)																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域社会の活性化に貢献する分野(地域貢献活動分野(保健・医療又は福祉の増進を図る活動や、社会教育の推進を図る活動など))で活動する小規模の法人等を対象に、雇用管理体制をはじめとする経営体制等の整備に関する支援を行うとともに、当該支援を受けて経営体制等の整備を図った法人等が、雇用保険の一般被保険者として労働者を1名以上雇い入れた場合に助成金を支給することにより、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における新たな分野での雇用機会の開拓を図るものである。</p>																																			
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 819 1417 1294"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業のうち、地域貢献活動分野で活動する法人等に対して経営体制等の整備に関する支援等を行う事業については、いわゆる中間支援組織等をはじめとする民間団体の中から、企画競争入札により選定されたものに対して委託するものであり、民間のノウハウを積極的に活用するものである。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1346 1417 1570"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。</td> </tr> <tr> <td>また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1621 1417 1697"> <tr> <td>法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところ雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:123百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。			民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	本事業のうち、地域貢献活動分野で活動する法人等に対して経営体制等の整備に関する支援等を行う事業については、いわゆる中間支援組織等をはじめとする民間団体の中から、企画競争入札により選定されたものに対して委託するものであり、民間のノウハウを積極的に活用するものである。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。	また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。	法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところ雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																	
(理由)	地域を支える地域貢献活動分野において活動する法人等を更に新たな雇用の場として発展させ、地域の雇用構造を改善するものであり、民間の持つノウハウを活用しつつ実施するモデル事業である。																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																	
(理由)	本事業は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域を対象として、地域の雇用構造を改善する新たな方法を試行するモデル事業であり、国が直接行うべきものである。																																			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																	
(理由)	本事業のうち、地域貢献活動分野で活動する法人等に対して経営体制等の整備に関する支援等を行う事業については、いわゆる中間支援組織等をはじめとする民間団体の中から、企画競争入札により選定されたものに対して委託するものであり、民間のノウハウを積極的に活用するものである。																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																	
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
委託事業により経営体制等を整備するとともに助成金を支給することで、資金面の問題から雇い入れに踏み出すことができない法人等の発生を防ぐことができ、助成金が支給されている間に助成金に頼らず雇い入れを継続する体力を法人等が身につけられるようにすることを目標としているため、地域貢献活動分野において活動する法人等を雇用の場として開拓することができる。																																				
また、地域貢献活動分野において活動する法人等の経営基盤が強化されることにより、地域社会の活性化につながり新たな雇用機会が創出されるといった波及効果が期待できる。																																				
法人等のニーズを把握した上で事業を実施することとしており、支援の対象とする法人を絞り込み、もう一步のところ雇い入れに踏み出せないでいる法人等に対して集中的に支援することとしており、効率的に事業が実施できる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 労働者定着率 (%) (50%/平成23年度)	本事業により雇い入れられた労働者のうち、事業終了後半年を経過した時点においても引き続き雇用保険の一般被保険者として雇い入れられている者の割合
(調査名・資料出所、備考) 指標 1 は、職業安定局調べによる。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 支援対象法人等数 (団体) (150団体/平成22年度)	本事業により経営体制等の整備を図った法人等の数
2 支給決定件数 (件) (300件/平成22年度)	本事業により労働者の雇入れを行った事による助成金の支給決定件数
(調査名・資料出所、備考) 指標 1 及び指標 2 は、共に職業安定局調べによる。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	フリーター常用就職支援事業の拡充																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																						
事業の概要	<p>全国のアローワークにおいて実施しているフリーター常用就職支援事業について、対象者を30代後半の不安定就労者まで拡大し、職業相談・紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施するため、フリーター常用就職サポーターの増員を行い、常用雇用化に向けた一貫した就職支援の強化を行う。</p>																																						
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) フリーター常用就職サポーターについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">全国のアローワークにおいて、アローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:839百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) フリーター常用就職サポーターについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性		フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。		全国のアローワークにおいて、アローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																				
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。																																							
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																					
(理由) フリーター常用就職サポーターについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																					
(有の場合の整理の考え方)																																							
事業の有効性																																							
フリーター常用就職サポーターが、就職活動に関する個別相談・指導助言、職場定着支援等を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。																																							
全国のアローワークにおいて、アローワークの有するノウハウや全国ネットワークを最大限活用しつつ、フリーター常用就職サポーター等の担当制による一貫した就職支援を実施することにより、フリーター等の常用雇用化を促進することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。																																							

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	公共職業安定所におけるフリーター常用雇用化数(単位:人)	本事業における常用雇用化数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	公共職業安定所における支援対象新規求職者数(単位:人)	本事業における支援対象とした新規求職者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等																	
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																	
事業の概要	<p>若者の応募機会の拡大等に係る事業主等の理解の促進を図るとともに、事業主からの相談に応じるため、ハローワークに配置されている若年者雇用アドバイザーの増員、事業主団体に対する周知・啓発等に係る委託事業においてモデル企業による取組の普及の実施など、事業主への相談機能の充実等を図る。</p>																	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 835 1417 869"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="416 1014 1417 1048"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</p> <table border="1" data-bbox="416 1093 1417 1126"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> </tr> </table> <p>(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。</p> <table border="1" data-bbox="416 1261 1417 1294"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方)</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1395 1417 1496"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table> <p>若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <p>若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</p> <p>また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:376百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他															
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																
事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合(単位:%)	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った事業所のうち、新たに通年採用の導入等「青少年の応募機会の拡大に関する指針」に掲げる若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: 職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数(単位:件)	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数により、当該事業の実施状況を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: 職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者等試行雇用事業の実施																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																		
事業の概要	<p>若年者試行雇用事業の対象者の年齢要件について、35歳未満を40歳未満に拡大する。なお、その他の対象者の要件は従前通りとする。</p>																																		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 808 1414 1368"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1413 1414 1570"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="416 1592 1414 1715"> <tr> <td>全国のパワーワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。			民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(理由)	フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。	全国のパワーワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(理由)	若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																		
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(理由)	若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。																																		
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(理由)	フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。																																		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
(有の場合の整理の考え方)																																			
事業の有効性	フリーターや未就職卒業生等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の常用雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の常用雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。																																		
全国のパワーワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が常用雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:6,823百万円)</p>																																		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	常用雇用移行率(単位：%)	トライアル雇用後に常用雇用に移行した率により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	トライアル雇用開始者数 (単位：人)	トライアル雇用の開始者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者等雇用促進特別奨励金																																				
政策体系上の位置付け	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																				
事業の概要	若年者雇用促進特別奨励金について、対象労働者の要件として雇用保険被保険者でなかった期間を3年から1年に緩和し、年齢要件を35歳未満から40歳未満に拡大するとともに、支給額について中小企業の場合における支給額の増額及び支給期間の延長を行う。また、有期実習型訓練後に常用雇用した場合においても、一定の要件のもと、当該奨励金を支給することとする。																																				
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="419 801 1417 1332"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="419 1377 1417 1512"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="419 1545 1417 1635"> <tr> <td>効率性</td> </tr> <tr> <td>年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:368百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。	効率性	年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。																																					
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																			
(理由) 年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、国が主体となって実施する必要がある。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
(有の場合の整理の考え方)																																					
事業の有効性																																					
年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、年長フリーター等をトライアル雇用後や有期実習型訓練修了後に常用雇用する事業主に対して若年者等雇用促進特別奨励金を支給することは、年長フリーター等の常用雇用化を推進し、年長フリーター等の数の減少に有効な手段である。																																					
効率性																																					
年長フリーター等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、若年者等雇用促進特別奨励金により事業主の教育研修に係る負担を軽減することは、フリーター等の常用雇用化を図る上で効率的である。																																					

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 若年者雇用促進特別奨励金の対象者数	支給対象者数により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

事業名	一般事業主行動計画策定等支援事業																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な公正や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>																																
事業の概要	<p>一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が拡大される平成23年までの2年間に、101人以上300人以下規模企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定・届出の取組に向けた支援を強化する。</p> <p>（1）中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン 【中央における取組】 個々の企業の実情に応じたきめ細やか個別の支援ができるよう、取組マニュアルを作成するほか、コンサルタントに対する研修等、全国の次世代育成支援対策推進センターの事業支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査 ・企業の取組支援のための資料（マニュアル）の作成 ・次世代センター等の取組支援（中央研修会の開催、企業コンサルティング業務テキストの作成） <p>【地方における取組】 集団説明会やコンサルタントによる個別相談等を実施することにより、個々の中小企業における行動計画の策定・届出を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 ・講習会の開催 ・個別相談の実施 ・情報提供 <p>（2）次世代育成支援対策推進員の配置 101人以上300人以下の企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画策定・届出の取組に向けた支援を強化するため、次世代センターに配置する推進員を増員し、体制を強化する。</p>																																
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（1）必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)			
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																														
(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																														
(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。																																	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																															
(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																															
(有の場合の整理の考え方)																																	

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)

<投入>

- (1) 一般事業主行動計画の策定・実施についての好事例の収集及び好事例集等取組マニュアルの作成及びコンサルタントに対する研修 (中央の取組)
- (2) 一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する講習会の実施及びコーディネーターによる個別相談の実施 (地方の取組)
- (3) 次世代育成支援対策推進員を主要なセンターに設置することによる、センター事業と一体となった一般事業主に対する支援 (センターの体制強化)



<結果>

各企業の実情に応じた適切な一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策の推進



<成果>

労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりの実現

事業の有効性

労働者が安心して子を産み育てられる職場づくりが実現することにより、少子化の背景として指摘されている仕事と家庭の両立の負担感を軽減することにつながり、少子化の流れを変える施策の一つとしての効果の発現が見込まれる。

(3) 効率性の評価

<手段の適正性>

(a) 当該事業を行わない場合

当該事業を行わなければ、中小企業に対する周知・啓発が不十分になり、どのように行動計画を策定したらよいかわからない等の混乱が生じる可能性がある。また、個々の企業の実態に応じた一般事業主行動計画の策定を支援することが困難になり、次世代育成支援対策推進法の趣旨に照らし十分な成果が現れないことなどが想定される。

(b) ほかに想定しうる手段で行った場合

例えば、単に一般事業主行動計画策定指針を周知するのみであれば、個々の企業がその業種の特性など、それぞれの実情に応じた計画の策定が十分にできないことや、計画が形式的なものにとどまってしまう、策定した行動計画が十分な効果を発揮しないなどの事態が想定される。

(c) 当該事業を行った場合

当該事業の実施によって計画を策定する事業主にきめ細かな支援を行うことで、個々の事業主の実情に合った効果的な行動計画の策定につながり、ひいては子どもを産み育てやすい職場づくりの実現が図られる。

<費用と効果の関係に関する評価>

本事業の経費は、一般事業主行動計画の効果的な策定のために最低限必要な取組の必要経費であり、この費用の投入により、子どもを安心して産み育てられる職場づくりの実現→少子化の流れの変化→わが国の社会経済に与える深刻な影響の回避という大きな効果が得られるものである。

また、本事業の実施に当たっては、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体を指定することにより相談等のノウハウを有する民間活力を有効に活用することができるため、費用対効果が高い。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	一般事業主行動計画策定届届出件数(単位:企業)のうち、101人以上300人以下規模企業数 (達成水準/達成時期)	新たに義務化となった101人以上300人以下規模の届出件数の増加により、中小企業に対する各種支援事業の成果を把握する。
2	一般事業主行動計画策定等次世代育成支援対策に関する講習会の実施回数(単位:回) (達成水準/達成時期)	中小企業に対する講習会の回数により、中小企業への周知・啓発の状況を把握する。
参考指標		本事業と指標の関連についての説明
1	次世代育成支援対策推進センター数(単位:団体)	次世代法第20条に基づき、厚生労働大臣が指定している次世代育成支援対策推進センターの数により、一般事業主行動計画の策定を支援する機関を把握する。
(調査名・資料出所、備考)		
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1 都道府県労働局雇用均等室の業務報告による。 ・指標2 各次世代センターの業務報告による。 ・参考指標2 厚生労働省における次世代センターの指定件数による。 		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月	①働き方の改革による「仕事と生活の調和の実現」と②就労を支える多様な保育サービス等の子育て支援の充実を車の両輪として取り組んでいくことが指摘されたところであり、事業主の次世代育成支援の取組み推進のための制度的な対応等については、早急に着手するものとされた。

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

事業名	保育所緊急整備補助金																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p> <p>施策目標2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること</p>																																			
事業の概要	待機児童が多い市区町村を中心として定員増を伴う民間保育所の緊急的な整備を行い、受入児童数の拡大を図る。																																			
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。 </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。 </td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td> 補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される </td> </tr> <tr> <td> 事業の有効性 本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> 本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される	事業の有効性 本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。	本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																	
(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																	
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	可	否																																		
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																		
(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。																																				
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																				
補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される																																				
事業の有効性 本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。																																				
本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	本事業の推進により、保育所の待機児童数の解消を図る。
(調査名・資料出所、備考) ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調査	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 受入児童数(単位:人) (215万人以上/平成21年度)	本事業の推進により、保育所の受入児童数の拡大を図る。
(調査名・資料出所、備考) 厚生労働省統計情報部「福祉行政報告例」による。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

（整理番号 25）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局総務課

事業名	地域生活定着支援事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること																																			
事業の概要	刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を都道府県ごとに1つ、設置する。 地域生活定着支援センター（仮称）は、刑務所所在地における、刑務所入所者の帰住先決定、ニーズ把握等の事前調整を行う役割と、帰住予定地における入所者の生活保護受給、福祉サービス利用の受入先調整を行う役割の2つの役割を併せ持つ。																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="359 833 1232 1456"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="359 1545 1200 1713"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="359 1769 1200 1848"> <tr> <td>従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。	従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。																																				
従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。																																				

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:940百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 地域生活定着支援センター(仮称)における相談・調整件数	本事業による相談・調整件数は、法務関係機関と同センターの連携により、当該刑務所出所者に対して行った福祉的支援の状況を示すものである。
2	
(調査名・資料出所、備考) 各事業実施者からの報告による。	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書（事前）要旨

（整理番号 26）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局福祉基盤課

事業名	福祉人材確保緊急支援事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</p> <p>施策目標4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、質の高い福祉サービスを提供すること</p>																																			
事業の概要	<p>福祉・介護業務への関心、理解を促進し、福祉・介護の仕事に従事した者をきちんと受け止めて、その定着が図られるよう支援し、働きがいのある魅力ある職業となるよう、その取組みを推進する。</p>																																			
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="371 817 1243 1406"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="371 1473 1243 1615"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="371 1682 1243 1760"> <tr> <td>都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。	都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国において支援していく必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	都道府県は、優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、新たな人材確保を推進する。																																			
都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じた事業の効果的・効率的な実施が可能となる。																																				

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、次年度以降の予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:5,000百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 福祉・介護分野の有効求人倍率	本事業により有効求人倍率の低下を目標
(調査名・資料出所、備考) 福祉人材センター・バンク職業紹介実績報告	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:老健局老人保健課

事業名	訪問看護支援事業																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>																																		
事業の概要	<p>訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取り組み期間として、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、全国的に効率的な事業(サービス)実施が図られるよう必要な支援を行う。</p>																																		
<p>【評価結果の概要】 (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="395 835 1417 1216"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="395 1328 1417 1440"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="395 1570 1417 1727"> <tr> <td> <p>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p> </td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。	<p>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																
(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																
(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。																																			
民営化や外部委託の可否	可	否																																	
(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																	
(有の場合の整理の考え方)																																			
事業の有効性																																			
本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。																																			
<p>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</p>																																			

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:322百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数(単位:回) (前年度以上/毎年度)	本事業により全都道府県に設置された広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した訪問看護ステーションにおける、1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「訪問看護推進事業報告書」(老健局老人保健課調べ)による。		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室

事業名	認知症対策等総合支援事業																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>																																						
事業の概要	<p>認知症対策として重要である早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①グループホーム等の計画作成担当者や管理者等に対する研修、②認知症の主治医(かかりつけ医)やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進していくものである。</p> <p>また、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言に基づき、新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図ることとしている。</p>																																						
<p>【評価結果の概要】 (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="367 851 1212 1243"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="367 1344 1212 1556"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービスの質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。</td> </tr> <tr> <td>また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="367 1646 1212 1836"> <tr> <td>①手段の適正性</td> </tr> <tr> <td>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。</td> </tr> <tr> <td>②費用と効果の関係に関する評価</td> </tr> <tr> <td>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。</td> </tr> </table> <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービスの質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。	また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。	①手段の適正性	本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。	②費用と効果の関係に関する評価	本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																				
(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																				
(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。																																							
民営化や外部委託の可否	可	否																																					
(理由) 本事業は、行政(国・都道府県・市町村等)と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																					
(有の場合の整理の考え方)																																							
事業の有効性																																							
介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービスの質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。																																							
また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。																																							
①手段の適正性																																							
本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。																																							
②費用と効果の関係に関する評価																																							
本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。																																							

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:3,741百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数 (単位:センター数) (前年度以上/毎年度)	本事業の実施により、「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数。
2 若年性認知症専用コールセンターにおける相談受付件数(単位:回) (前年度以上/毎年度)	若年性認知症専用コールセンターにおいて相談を受け付けた件数。
(調査名・資料出所・備考) ・ 指標1及び指標2は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものである。	

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等 関係の重要政策 (主なもの) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	「介護保険制度改革を円滑に実施する観点」から、「総合的な認知症対策の確立等を図る。」

平成20年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:大臣官房国際課

事業名	昆虫媒介疾患対策																																						
政策体系上の位置付け	<p>基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</p> <p>施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p> <p>施策目標1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること</p>																																						
事業の概要	<p>本事業は、統合媒介昆虫管理(IVM)を用いて、昆虫媒介疾患対策を推進するためのガイドラインの策定及びアフリカにおける昆虫媒介疾患の蔓延地域の担当官を対象にした研修指導を実施する。</p>																																						
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="424 857 1401 1301"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国際機関を通じて技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要なため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="424 1406 1390 1906"> <tr> <td>政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td>(投入) 国際機関により事業計画を決定。日本から医師等の専門家の派遣。</td> </tr> <tr> <td>(活動) 国際機関において専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施。</td> </tr> <tr> <td>(結果) 事業実施国において、昆虫媒介疾患対策の推進。</td> </tr> <tr> <td>(成果) 昆虫媒介疾患対策に係るガイドラインの策定、事業実施国における昆虫媒介疾患の減少等により、国際社会への参画・貢献を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業の有効性 昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。</td> </tr> </table> <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="424 1995 1385 2063"> <tr> <td>事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 国際機関を通じて技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要なため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	(投入) 国際機関により事業計画を決定。日本から医師等の専門家の派遣。	(活動) 国際機関において専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施。	(結果) 事業実施国において、昆虫媒介疾患対策の推進。	(成果) 昆虫媒介疾患対策に係るガイドラインの策定、事業実施国における昆虫媒介疾患の減少等により、国際社会への参画・貢献を行う。	事業の有効性 昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。	事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																				
(理由) 本事業は、長期的、世界的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。																																							
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																				
(理由) 国際機関を通じて技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。																																							
民営化や外部委託の可否	可	否																																					
(理由) WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要なため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。																																							
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																					
(有の場合の整理の考え方)																																							
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																							
(投入) 国際機関により事業計画を決定。日本から医師等の専門家の派遣。																																							
(活動) 国際機関において専門家会議の実施、ガイドラインの作成、アフリカにおける研修の実施。																																							
(結果) 事業実施国において、昆虫媒介疾患対策の推進。																																							
(成果) 昆虫媒介疾患対策に係るガイドラインの策定、事業実施国における昆虫媒介疾患の減少等により、国際社会への参画・貢献を行う。																																							
事業の有効性 昆虫媒介疾患対策については、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいて重要なものとして議論されており、これに係る支援を我が国が積極的に行うことで、世界的評価につながる。																																							
事業の実施にあたり、当該分野において豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。																																							

(政策等への反映の方向性)
 評価結果をふまえ、平成21年度概算要求概算要求において、所要の予算を要求する。
 (概算要求額:95百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定は行うことができない。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定は行うことができない。	
参考指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考)	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事後）要旨

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:医政局指導課

事業名	災害派遣医療チーム(DMAT)研修事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が提供できる体制を整備すること</p>
事業の概要	緊急事態発生時に迅速に災害派遣医療チームを出動させる体制の整備を確保し、これまで以上に充実した救護活動ができるよう研修体制を整備するもの
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <p>有効性の評価</p> <p>災害発生時には、被災地域内の病院では診療機能が低下する上、被災患者が多数来院することから、重症患者に対して救急医療の提供が困難となる。 この場合、被災地域外の災害派遣医療チーム(DMAT)研修を受けたDMATが病院支援を行うことで、重症患者は被災地域外へ後方搬送し機能の整った病院で高度な医療を提供することにより救命につながることになる。 平成19年7月の新潟県中越沖地震では、15都県の39病院42チームが出動し、刈羽郡総合病院から重症患者をドクターヘリ等で被災地外の病院へ搬送するなど救命に寄与し、DMAT活動は高く評価されたところである。</p> <p>(2) 効率性の評価</p> <p>効率性の評価</p> <p>DMATは、平成19年度末現在全国で441チーム養成したところであり、平成19年7月の新潟県中越沖地震では42チーム、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震では36チームが出動し、病院支援活動等には支障は無かったところである。 また、毎年10回(1回20チーム程度)以上の研修会を開催した結果、事前評価実施時における目標は達成したところである。</p>
	<p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:67百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	研修参加チーム数 (200チーム以上/平成20 年度)	-	-	100 【50%】	150 【125%】	184 【217%】
(調査名・資料出所、備考) 事前評価時の目標は200チーム以上の参加となっているが、DMATの運用は、災害発生時に常時200チームが対応できる体制が必要であり、現在では、1000チーム以上の養成を目標としている。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局公共職業安定所運営企画室

事業名	地域職業相談室の体制整備について																																																																																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>																																																																																																
事業の概要	<p>市区町村の要望等を勘案し、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行うことにより、一層、求職者の再就職の促進を図ることとする。地域職業相談室では次のようなサービスを実施する。</p> <p>(1) 市区町村庁舎等を活用し、インターネットによる各種情報、求人自己検索端末装置を活用した求人情報の提供、求人の受理及び職業紹介を行う。</p> <p>(2) ハローワークインターネットサービスの閲覧や求人自己検索装置の設置を行い、より多くの求人情報の提供を図る。</p>																																																																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div data-bbox="411 891 1426 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>公共職業安定所と市区町村との共同・連携した職業紹介等のサービス提供を求職者に身近な場所に開設された地域職業相談室で行うことにより、求職者の利便性の向上や効率的な就職活動につながり、目標以上の再就職が実現される結果となっている。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div data-bbox="411 1043 1426 1169" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>求職者の利便性も考慮し、公共職業安定所と市区町村との共同・連携した職業紹介等のサービス提供を行うために、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する施設を設置するために、既存の施設や市区町村庁舎等を活用するなど、効率的に事業を実施している。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>平成21年度予算概算要求においては、既存の市区町村との共同事業を強化し、より広域地域を対象とした都道府県との共同事業を創設する等、見直しを行い、国と地方公共団体の共同就職支援事業(ふるさとハローワーク事業)として要求を行う。</p> <p>(概算要求額:2,740百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1554 1437 2085"> <tr> <td colspan="6">アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1 就職件数(件) (月平均30件以上/平成19年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>36</td> <td>43</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【-%】</td> <td>【-%】</td> <td>【120%】</td> <td>【143%】</td> <td>【153%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">資料出所:各都道府県労働局からの報告(職業安定局調べ)による。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">備考:地域職業相談室での職業紹介による就職件数1室あたりの月平均である。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>1 相談件数(件) (301,196件以上/平成19年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>205,234</td> <td>396,483</td> <td>489,928</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【-%】</td> <td>【-%】</td> <td>【177%】</td> <td>【185%】</td> <td>【163%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">資料出所:各都道府県労働局からの報告(職業安定局調べ)による。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">備考:平成17年度は115,645件、平成18年度は214,537件を計画数として設定した。</td> </tr> </table>	アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H15	H16	H17	H18	H19	1 就職件数(件) (月平均30件以上/平成19年度)	-	-	36	43	46		【-%】	【-%】	【120%】	【143%】	【153%】	(調査名・資料出所、備考)						資料出所:各都道府県労働局からの報告(職業安定局調べ)による。						備考:地域職業相談室での職業紹介による就職件数1室あたりの月平均である。						アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H15	H16	H17	H18	H19	1 相談件数(件) (301,196件以上/平成19年度)	-	-	205,234	396,483	489,928		【-%】	【-%】	【177%】	【185%】	【163%】	(調査名・資料出所、備考)						資料出所:各都道府県労働局からの報告(職業安定局調べ)による。						備考:平成17年度は115,645件、平成18年度は214,537件を計画数として設定した。					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)																																																																																																	
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																																																																	
	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																												
1 就職件数(件) (月平均30件以上/平成19年度)	-	-	36	43	46																																																																																												
	【-%】	【-%】	【120%】	【143%】	【153%】																																																																																												
(調査名・資料出所、備考)																																																																																																	
資料出所:各都道府県労働局からの報告(職業安定局調べ)による。																																																																																																	
備考:地域職業相談室での職業紹介による就職件数1室あたりの月平均である。																																																																																																	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)																																																																																																	
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																																																																	
	H15	H16	H17	H18	H19																																																																																												
1 相談件数(件) (301,196件以上/平成19年度)	-	-	205,234	396,483	489,928																																																																																												
	【-%】	【-%】	【177%】	【185%】	【163%】																																																																																												
(調査名・資料出所、備考)																																																																																																	
資料出所:各都道府県労働局からの報告(職業安定局調べ)による。																																																																																																	
備考:平成17年度は115,645件、平成18年度は214,537件を計画数として設定した。																																																																																																	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局地域雇用対策室

事業名	地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)																										
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																										
事業の概要	<p>雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託する。</p>																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価 有効性の評価 アウトカム目標として設定した事業利用企業等における雇入数、事業利用求職者等の就職件数、アウトプット目標として設定した事業利用企業等の数、事業利用求職者等の数の全てを達成しており、有効な施策であったと考えられる。</p> <p>(2) 効率性の評価 効率性の評価 地域の雇用失業情勢は、それぞれの地域が有する様々な特性に基づくものであり、各地域で効率的に雇用機会の創出を図るためには、地域の特性や実情に精通した地域の関係者の創意工夫や発想を活かした対策を実施することが必要である。本事業は、これらの趣旨を踏まえ、地域の関係者より事業に提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高い事業の実施を委託するものであり、効率的な施策であったと考えられる。</p>																										
	<p>(政策等への反映の方向性) 本事業は平成20年度で終了。当該事業で得たノウハウは、平成19年度より実施している地域雇用創造推進事業に活用する。</p>																										
達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>事業利用企業等における雇入数(人) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)</td> <td>— 【—%】</td> <td>— 【—%】</td> <td>3,289 【196%】</td> <td>6,471 【169%】</td> <td>6,040 【244%】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>事業利用求職者等の就職件数(件) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)</td> <td>— 【—%】</td> <td>— 【—%】</td> <td>8,155 【113%】</td> <td>9,744 【117%】</td> <td>5,427 【101%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所:指標1及び2ともに、事業を実施する協議会からの実施結果報告(職業安定局調べ)による。 備考:協議会とは、自発的に雇用創造に取り組む市町村・都道府県及び経済団体などにより構成される地域雇用創造協議会を言う。</p>	アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)								H15	H16	H17	H18	H19	1	事業利用企業等における雇入数(人) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	3,289 【196%】	6,471 【169%】	6,040 【244%】	2	事業利用求職者等の就職件数(件) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	8,155 【113%】	9,744 【117%】
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																											
		H15	H16	H17	H18	H19																					
1	事業利用企業等における雇入数(人) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	3,289 【196%】	6,471 【169%】	6,040 【244%】																					
2	事業利用求職者等の就職件数(件) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	— 【—%】	— 【—%】	8,155 【113%】	9,744 【117%】	5,427 【101%】																					

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 事業利用企業等の数(件) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	14,877 【120%】	20,417 【129%】	15,006 【121%】
2 事業利用求職者等の数(人) (協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る/平成19年度)	— 【-%】	— 【-%】	55,835 【148%】	83,819 【167%】	38,970 【131%】
(調査名・資料出所・備考) 資料出所：指標1及び2ともに、事業を実施する協議会からの実施結果報告(職業安定局調べ)による。 備考：協議会とは、自発的に雇用創造に取り組む市町村・都道府県及び経済団体などにより構成される地域雇用創造協議会を言う。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進																																									
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																									
事業の概要	公共職業安定所が産業界と連携し学校において実施している、キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等中高校生等を対象とした職業意識形成支援事業について、対象校の拡大、職場体験活動に係るコーディネート機能の充実等拡充を図るため、以下のとおり実施する。 ア 企業人等の講師派遣等による学校内での職業指導の拡充 イ 職場体験活動等の拡充																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (1) 有効性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 有効性の評価 近年、未内定のまま学校を卒業する者、及びフリーターの数が減少し、離職率についても、在学中における職業意識形成の成果と密接な関係があると考えられる就職後1年目の状況に改善傾向が見られるところである。このことは、本事業の実施によって、在学中の早期から働くことの意義、職場のルール、仕事の実態等に対する理解を深め、適性に即した職業選択・就職の実現と早期離職による失業、フリーター・ニート化の防止が図られたこと等の効果が大きいと評価できる。 </div> (2) 効率性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 効率性の評価 本事業は、地域の産業・企業において働く者等の協力を得ることにより、具体的な職業理解を促すことができるため、費用的にも効率的である。 また、参加生徒数の実績を見ると、予算を縮小しているにもかかわらず、平成17年度以降40万人超で推移しており、未内定卒業生数、フリーター数ともに減少を続けていることから、効率的な運用がなされているものと評価できる。 </div>																																									
	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所用の予算を要求する。 (概算要求額:78百万円)																																									
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left;">アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: left;">※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>キャリア探索プログラム等 開催回数 (単位: 回) (-)</td> <td>1,438 【-%】</td> <td>2,958 【-%】</td> <td>4,352 【-%】</td> <td>4,028 【-%】</td> <td>4,282 【-%】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>キャリア探索プログラム等 参加生徒数 (単位: 人) (40万人以上/平成19年度)</td> <td>198,259 【-%】</td> <td>330,676 【-%】</td> <td>434,109 【-%】</td> <td>403,661 【135%】</td> <td>403,423 【101%】</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ジュニアインターンシップ 参加生徒数 (単位: 人) (-)</td> <td>92,179 【-%】</td> <td>94,763 【-%】</td> <td>103,629 【-%】</td> <td>59,140 【-%】</td> <td>73,300 【-%】</td> </tr> </tbody> </table> (調査名・資料出所、備考) 資料出所：各都道府県労働局からの報告（職業安定局調べ）による。 備考：教育行政や産業界と連携・協力の上で、総合的な学習の時間等を活用し実施するものであり、事前に目標設定することは困難であることから、指標1及び3は目標設定していないが、指標2については、目安として数値設定して実施した。			アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)								H15	H16	H17	H18	H19	1	キャリア探索プログラム等 開催回数 (単位: 回) (-)	1,438 【-%】	2,958 【-%】	4,352 【-%】	4,028 【-%】	4,282 【-%】	2	キャリア探索プログラム等 参加生徒数 (単位: 人) (40万人以上/平成19年度)	198,259 【-%】	330,676 【-%】	434,109 【-%】	403,661 【135%】	403,423 【101%】	3	ジュニアインターンシップ 参加生徒数 (単位: 人) (-)	92,179 【-%】	94,763 【-%】	103,629 【-%】	59,140 【-%】
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)																																										
※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)																																										
		H15	H16	H17	H18	H19																																				
1	キャリア探索プログラム等 開催回数 (単位: 回) (-)	1,438 【-%】	2,958 【-%】	4,352 【-%】	4,028 【-%】	4,282 【-%】																																				
2	キャリア探索プログラム等 参加生徒数 (単位: 人) (40万人以上/平成19年度)	198,259 【-%】	330,676 【-%】	434,109 【-%】	403,661 【135%】	403,423 【101%】																																				
3	ジュニアインターンシップ 参加生徒数 (単位: 人) (-)	92,179 【-%】	94,763 【-%】	103,629 【-%】	59,140 【-%】	73,300 【-%】																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004	年月日 平成16年6月4日	記載事項(抜粋) 小・中学校段階から職業に関する教育を地域の協力も得て充実するとともに、高校段階においては、より具体的な職業観の確立を目指した教育を強化する																																							

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	大学及び大学生に対する就職支援の強化																																																
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																																
事業の概要	大学間・学生間の格差の拡大が認められる大学等卒業者の就職環境を踏まえ、大学等就職担当職員等の技能向上を図るためのマニュアル開発、講習等の支援を新たに実施するとともに、学生職業総合支援センターシステムの強化等により、未内定学生と未充足求人とのマッチングの促進を図るため、以下のとおり実施する。 ア 大学就職支援機能サポート事業の実施 イ 大卒未充足求人を活用した未内定学生に対するマッチング促進策 ウ 大学生の就職・採用選考活動のあり方に係る検討会議の開催																																																
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div data-bbox="406 817 1428 1041" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>大学生の就職支援の中心となる大学の就職指導担当者等を対象とした就職指導担当者セミナーの開催やマニュアルの提供等の支援を行うことで、大学独自の就職セミナーの開催やキャリアカウンセリングをはじめ、低学年からの職業意識啓発・未内定学生に対するサポートの強化が図られるなど、各大学において学生に対する就職支援体制が整備された。</p> <p>その結果、大卒就職者の就職率の上昇、及び就職も進学もしない無業者の割合の低下等、就職状況に改善が見られており、本事業が有効であったと評価できる。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div data-bbox="406 1075 1428 1198" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>本事業を推進する中でハローワークの有するノウハウが普及し、主体的な就職支援を実施できる大学が増加することに伴い、予算の見直しを行うことによって効率的に事業を実施している。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所用の予算を要求する。 (概算要求額:29百万円)</p>																																																
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="391 1456 1436 1646"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトカム指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大学新規卒業者の就職率 (単位:%) (前年度以上/平成19年度)</td> <td>93.1 【100%】</td> <td>93.5 【100%】</td> <td>95.3 【102%】</td> <td>96.3 【101%】</td> <td>96.9 【101%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所:大学等卒業予定者就職内定状況等調査(厚生労働省、文部科学省共同によるサンプル調査)による。 備考:各年度の就職率は、卒業した年の4月1日現在の実績である。</p> <table border="1" data-bbox="391 1769 1436 1960"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトプット指標 (達成水準/達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 マニュアル等配布大学数 (単位:校) (-)</td> <td>702 【-%】</td> <td>709 【-%】</td> <td>726 【-%】</td> <td>744 【-%】</td> <td>756 【-%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 備考: ・本省・各都道府県労働局からの配布実績である。 ・マニュアル等についてはすべての大学への配布が前提であることから、目標達成率等は設定していないものである。</p>	アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H15	H16	H17	H18	H19	1 大学新規卒業者の就職率 (単位:%) (前年度以上/平成19年度)	93.1 【100%】	93.5 【100%】	95.3 【102%】	96.3 【101%】	96.9 【101%】	アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							H15	H16	H17	H18	H19	1 マニュアル等配布大学数 (単位:校) (-)	702 【-%】	709 【-%】	726 【-%】	744 【-%】	756 【-%】
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)																																																	
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																	
	H15	H16	H17	H18	H19																																												
1 大学新規卒業者の就職率 (単位:%) (前年度以上/平成19年度)	93.1 【100%】	93.5 【100%】	95.3 【102%】	96.3 【101%】	96.9 【101%】																																												
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)																																																	
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																	
	H15	H16	H17	H18	H19																																												
1 マニュアル等配布大学数 (単位:校) (-)	702 【-%】	709 【-%】	726 【-%】	744 【-%】	756 【-%】																																												

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:職業能力開発局能力評価課

事業名	ものづくり立国の推進
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるよう環境整備をすること</p> <p>施策目標 技能継承・振興のための施策を推進すること</p> <p>施策目標 3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること</p>
事業の概要	<p>①若年者ものづくり人材育成促進事業 ものづくり技能の魅力を開発し新時代に適合した若年ものづくり人材を育成するため、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした若者技能者の育成のため の各種事業により若者の職業意識やものづくり技能尊重の気運を高める。 ・技能五輪国際大会出場選手に対する強化訓練の実施 ・企業の工場・訓練校、公共職業能力開発施設等の開放促進等によるものづくり体験の促進 ・高度熟練技能者を活用した若年者等のものづくり人材育成支援</p> <p>②「ものづくり立国」の社会的基盤の整備 「ものづくり立国」推進のため、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を活用しつつ、ものづくり技能の魅力若者をはじめ国民各層へ周知し技能尊重気運の醸成を図り、ひいては、若者の就労促進を図る。 ・世界技能シンポジウム等の開催 ・ものづくり情報広報サイト等を活用した啓発・広報</p>
【評価結果の概要】	<p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="400 1115 1286 1384" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>シンポジウムやホームページ等によるものづくり情報の発信は、若年者をはじめ広く国民がものづくり技能に関心や理解を示す社会的素地を形成する契機となり、一方、「ものづくり体験教室や若年者ものづくり競技大会の開催」「技能五輪国際大会の選手強化」といった若年者を対象としたものづくり人材の育成の取組は、技能を習得したいという若年者のニーズに応え、ものづくり産業への入職の促進等に繋がるものである。この2つの取組は、我が国の「ものづくり立国」としての推進上、重要な2つの柱と位置付けられるものであった。</p> <p>平成19年11月に開催された「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」は、国家的プロジェクトとしても位置付けられながら、この2つの柱の中に重要な核として組み込まれたが、多くの来場とともに、日本選手が好成績を収めるなど、本事業の成果が発現するものとなった。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="400 1597 1321 1715" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>17年度から実施されている本事業は、3年目が一つの節目であったが、2007年問題を背景としながら、同年に開催された「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を、本事業推進上の”大きな山”と位置付け、大会との相乗効果が図られたことにより効率性は高かったものと評価する。</p> </div>
施策に関する評価結果の概	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:535百万円)</p>

要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 シンポジウム、フォーラムの開催数	—	—	7	5	1
2 技能五輪国際大会の金メダリスト等による実演数	—	—	7	5	—
3 ものづくり体験教室の開催数	—	—	87	189	99
4 企業の工場・訓練校を対象にした講習会の開催数	—	—	15	19	—
5 高度熟練技能者の派遣人日	1,237	1,128	1,615	2,181	2,463
6 若年者ものづくり技能競技大会の参加選手数	—	—	203	224	—
7 選手強化訓練人日	—	—	226	379	1,042
8 ホームページのアクセス件数	—	—	62,631	172,000	213,327
参考指標	H15	H16	H17	H18	H19
1 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の来場者数(150,000人以上/平成19年度)	—	—	—	—	292,800 【195.2%】
2 3級技能検定の受検者数(前年度実績(141,120人)以上/平成19年度)	72,306 【119.9%】	78,337 【108.3%】	105,349 【134.5%】	141,102 【133.9%】	159,606 【113.1%】
(調査名・資料出所、備考) 1、2：民間団体に事業委託し実施された回数 3、4、5：都道府県職業能力開発協会の調べによる。 6、7：中央職業能力開発協会の調べによる。 8：(財)2007年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会の調べによる。 (参考指標) 指標1は中央職業能力開発協会及び職業能力開発局調べによる。 指標2は(財)2007年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会、静岡県調べによる					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議	参議院厚生労働委員会：平成18年5月11日決議 衆議院厚生労働委員会：平成18年6月9日決議	「二〇〇七年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。
	2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の日本開催について(閣議了解)	平成17年11月11日	財団法人2007年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会が平成19年11月7日から同月21日まで静岡県において開催する2007年ユニバーサル技能五輪国際大会に対し、関係行政機関は必要な協力を行うものとする。

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 (小規模作業所への支援の充実強化事業)
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること 施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
事業の概要	小規模作業所に対し、新たな施設類型への円滑な移行のために必要な知識等の修得、及び人材育成・資質向上のための研修事業の実施等を行う。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="400 1104 1445 1227" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>小規模作業所の新体系への移行率は、平成18年10月時点で12.9%、平成19年10月時点で43.7%と着実に進んでおり、当該効果は、他の規制緩和等の施策とあいまって本事業の効果が現出したものであると考えられる。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="400 1444 1445 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>・小規模作業所の新体系への移行を促すことにより、既存の資源を活用して、より安定的で質の高いサービスを提供できる事業所を創出することにつながることから、特に全国的に不足する障害福祉サービスの基盤を強化することが喫緊の課題となる中であつて、このようなサービス基盤の整備の観点からも本事業は効率的であると考えられる。</p> <p>・さらに、本事業による小規模作業所の安定的かつ本格的なサービスの提供を通じて、障害者の就労等による自立を促すことになるため、社会全体にとっても効果的であると考えられる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>本事業は平成17年度限りで廃止しており、今後は、新体系への移行を進めるため、引き続き既に講じている規制緩和施策の効果を見定めるとともに、「障害者自立支援法円滑移行特別対策」において実施している小規模作業所等の新体系への移行促進策を着実に実施する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 移行作業所数	-	-	-	751	2,553
	【 %】	【 %】	【 %】	【12.9%】	【43.7%】
2					
	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】

(調査名・資料出所、備考)
障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ。
なお、アウトプット指標である移行作業所数は障害者自立支援法の体系(新体系)への移行を指すものであることから、障害者自立支援法の施行された平成18年度以降の実績値についてのみ記載することが可能なものであり、平成17年度以前の計数は存在しない。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし		

平成20年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

事業名	重度障害者在宅就労促進特別事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
事業の概要	<p>在宅の重度障害者を対象にITを活用した企業からの仕事の受注・分配等を行う在宅就労事業者（バーチャル工房）に対して補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="400 1043 1449 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>平成17年度の重度障害者在宅就労促進特別事業の利用者数は139人であったが、平成18年度は294人と増加しており、在宅就業障害者の就業機会は着実に確保されていると評価できる。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="400 1256 1449 1469" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>就業の機会を得ることができなかった通勤の困難な在宅の重度障害者にとって、在宅就労の場を拡大することは喫緊の課題であったが、本事業により、従来就労が困難であるとされてきた重度障害者が労働者として働くことが可能となり、ひいては本人の経済的な自立にもつながることから、効率性においても高く評価できる。なお、本事業は平成17年度に廃止となったが、事業の趣旨は、障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に引き継がれているところである。</p> </div>
	<p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>政策評価を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 在宅雇用者、在宅起業者数	-	-	65人	168人	今後集計 予定
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるが、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 在宅就労の訓練者数	-	-	74人	126人	今後集計 予定
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、社会・援護局障害福祉部障害福祉課調べによるが、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	障害者基本計画 (閣議決定) 「Ⅱ 重点的に取り組むべき課題」	平成14年12月24日	急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活動能力による格差）解消のための取組を推進する。 特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。 また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

事業名	発達障害者支援体制整備事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
事業の概要	<p>発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、全ての都道府県・指定都市に発達障害支援の検討委員会を設置するとともに、各都道府県・指定都市の管内にある障害保健福祉圏域のうちの一つにおいて個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備を実施する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="422 1059 1444 1243" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>平成17年度の個別支援計画の作成件数は82件であったが、平成18年度においては356件と増加しており、またこの数値はモデル的に実施した障害福祉圏域での集計数のため、管内全体の障害福祉圏域に波及している地域においては、さらに件数は増加していると考えられ、個別支援計画の作成を含めた支援体制の整備は着実に進んできていると評価できる。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="422 1377 1444 1507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>各自治体からの報告によれば、障害福祉圏域で実施したモデルを管内の障害福祉圏域に波及した地域も多く、具体的には保育所や幼稚園の巡回指導の実施や発達障害者支援センターとの連携、管内全体での個別支援計画の作成等、支援体制の整備は進んできており、効率性の面からも評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	個別支援計画作成件数 (単位：件)	—	—	82	356	908
(調査名・資料出所、備考) 指標1は各自治体より提出された実績報告書によるものである。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「障害者基本計画」に基づく「重点施策実施5か年計画」	平成19年12月	「各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集」を平成21年度までに策定する。

平成20年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

事業名	日中一時支援事業（障害児タイムケア事業）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
事業の概要	<p>日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適用するための訓練等を行う。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="416 1066 1461 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで障害のある中高生の預かり等を行うサービスの基盤整備がなされていなかったが、本事業により、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を身近なところに確保することが可能となり、平成17年度においては約13万人を対象に事業を実施した。 ・地域生活支援事業の「日中一時支援事業」として引き継がれた後であっても、当該事業の実施市町村数は平成18年度の1,397市町村から平成19年度の1,508市町村（速報値）に増加していることにかんがみれば、本事業に対するニーズは依然として高く、本事業の有効性を示すものであると考える。 </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="416 1447 1461 1738" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある中高生の預かり等を行うサービスの基盤整備に対するニーズは高い一方で、障害のある中高生が活用できる一般施策はほとんどなかったため、本事業の創設による政策効果は高いと評価できる。 ・本事業により、障害のある中高生の放課後や夏休みなどの長期休暇中に活動する場所を身近に確保することが可能となった。 ・また、本事業は障害者自立支援法の施行に伴い「日中一時支援事業」に引き継がれたことにより、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村の判断により地域の実情に応じて実施することができるようになったことから、より柔軟な形態で事業を効率的・効果的に実施することが可能となっている。 </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>地域生活支援事業については、自治体の裁量が最大限に発揮することができるものであることから、効率的・効果的な事例を示すなどにより、適切に事業が展開されるよう促すとともに、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 本事業実施後のサービス延べ利用者数	-	-	129,579人	-	(集計中)
2	[%]	[%]	[%]	[%]	[%]
(調査名・資料出所、備考) ・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによる。 ・平成19年の集計結果は、本年9月中旬に公表予定 ただし、本事業は平成17年度に創設されたため、平成16年度以前の数値は記載できない。また、本事業の内容は平成18年度以降地域生活支援事業である「日中一時支援事業」に引き継がれ事業体系が変更されたことに伴い対象者が変わったため、単純な比較を行うことはできない。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 本事業実施後のサービス延べ利用者数	-	-	129,579人	-	(集計中)
2	[%]	[%]	[%]	[%]	[%]
(調査名・資料出所、備考)					
参考指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1					
2					
(調査名・資料出所、備考) ・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによる。 ・平成19年の集計結果は、本年9月中旬に公表予定 ただし、本事業は平成17年度に創設されたため、平成16年度以前の数値は記載できない。また、本事業の内容は平成18年度以降地域生活支援事業である「日中一時支援事業」に引き継がれ事業体系が変更されたことに伴い対象者が変わったため、単純な比較を行うことはできない。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特になし		

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:老健局老人保健課

事業名	女性のがん緊急対策:女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費 (女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費)
政策体系上の位置付け	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
事業の概要	市町村が実施する「乳がん検診」及び「子宮がん検診」について、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、適齢層への啓発活動を展開するとともに、休日や夜間等における検診の利便性の向上等を通じた受診率向上のための啓発事業等を行い、女性の健康支援対策を推進する。 また、寝たきり原因の第1位が脳卒中、第2位が老衰、第3位が骨折であり、骨粗鬆症は高齢社会が抱える問題の一つとなっている。その検診を行うことは、高齢期において寝たきりとなることを予防し、ひいては要介護状態とならないことにつながるものであることから、高齢者に対し検診の受診を勧奨するための啓発普及事業を展開する。また、骨粗鬆症予防は、骨の成長過程で対策を実施する必要があるため、若年者に対しての啓発事業についても実施するものである。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (有効性の評価)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>乳がん受診者数・乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、基本的には、目標達成率が100%を超えるとともに、その数も増加してきている。また、子宮がん検診についても、一定の目標達成率を達成しているといえる。 したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられるところであり、本事業は有効であると評価できる。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>乳がん受診者数・乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、基本的には、目標達成率が100%を超えるとともに、その数も増加してきている。また、子宮がん検診についても、一定の目標達成率を達成しているといえる。 したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられることから、補助に見合う効果が得られたものと考えられるところであり、本事業は効率性を有するものであると評価できる。 また、都道府県においては、市町村及び任意団体と連携して乳がん検診、子宮がん検診の適齢層への啓発活動を効果的に行うなど、効率的な取組が実施されている。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 なお、老人保健法の全面改正に伴い、平成20年4月より骨粗鬆症検診及びがん検診については健康増進法に基づき実施することとされたところ、これらの普及啓発事業は平成20年度において「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費」及び「骨粗鬆症検診啓発普及等事業費」として実施しているが、平成21年度予算概算要求においては、政策目標を達成するため、事業をより効果的に実施すべく、①「乳がん・子宮がん」②「骨粗鬆症」③「若い女性のやせ対策」④「更年期障害、更年期症状」等について都道府県が地域の実情に応じて実施する創意工夫をこらした女性の健康づくりに関するモデル事業に対し支援を行う「女性の健康支援対策事業費」について予算を要求することとしている。 (概算要求額:150百万円の内数)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 乳がん患者発見数(マンモグラフィ) ※達成水準 H17:2,000人 H18:3,200人 H19:4,300人 (事前評価より)	1,563	2,685	4,398 【219.9%】	4,529 【141.5%】	集計中 【-%】
2 子宮がん患者発見数 ※達成水準 H17:3,100人 H18:3,200人 H19:3,300人 (事前評価より)	2,644	2,417	1,962 【63.3%】	1,898 【59.3%】	集計中 【-%】
3 骨粗鬆症検診要精検者数 ※達成水準 H17:7,600人 H18:9,500人 H19:11,300人 (事前評価より)	2,762	2,577	29,321 【385.8%】	38,378 【404.0%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 「地域保健・老人保健事業報告」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成19年度の 数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「「がん対策推進基本計画」に基づき、10年以内のがんの死亡率を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組む」

平成20年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:老健局計画課

事業名	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>
事業の概要	<p>国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市区町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することや、介護療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を本事業において支援する。</p>
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】 (有効性の評価)</p> <div data-bbox="414 1075 1460 1288" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>全サービスの利用者に占める地域密着型サービスの利用者の割合が、本交付金制度開始当初に比べ増加傾向にあること等から、市区町村が地域の実情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき本交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると考えられ、本交付金が有効であると評価できる。</p> <p>また、当該指標のうち「介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合」については、1割以下の水準にとどまっているものの、介護サービス全体の供給量が増加している中で一定の伸びを示しているものと評価できる。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div data-bbox="422 1467 1476 1825" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>(1) 手段の適正性 従来の施設種別ごとの補助金制度に比べ、市区町村が策定した整備計画に対する交付金制度としたことで、事務手続きの簡素化につながり、また市区町村の負担割合の設定を地域の実情に合わせて設定することが可能となり、自主性・獨創性を生かした弾力的な執行が行われているものと考えられる。</p> <p>(2) 費用と効果の関係に関する評価 市区町村が、地域の実情に応じ、サービス基盤の整備計画を策定することで、地域住民のニーズに応じた効率的かつ重点的な基盤整備を進めることができていると考えられる。</p> <p>また、本交付金のうち地域介護・福祉空間推進交付金において、事業立ち上げ時の備品購入費や人件費などの事業運営に関する経費も交付金の対象範囲とすることにより、地域密着型サービス事業所の新規参入がスムーズに行われていると考えられる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 なお、本交付金の利用が進んでいない状況を踏まえ、平成20年度においては、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援ができるよう、平成21年度においても、予算概算要求を行う。 (概算要求額:40,000百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1は「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値である。なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改正で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度成果重視事業評価書要旨

平成20年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部署名：健康局総務課生活習慣病対策室

事業名	健康増進総合支援システム事業																																																																												
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること 施策目標 1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延命等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること																																																																												
事業の概要	生活習慣病の主要因である国民の生活習慣の改善を行うためには、必要な情報提供や継続的専門指導の実施プログラムなどが不可欠であるため、科学的知見に基づく正しい情報の発信、保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を行う事業である。																																																																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 インターネット等を活用して、①科学的知見に基づく正しい情報の発信、②自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの開発、③保健師等専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの運用を平成20年度から行う。 当該事業を国が行うことは、医療関係機関等の科学的知見に基づく正しい情報の共有化が図れるため効率的である。 また、生活習慣の行動変容に基づくシステムをインターネットを通じて利用することにより、国民自ら健康管理を行うことが可能となるため有効である。																																																																												
	(政策等への反映の方向性) 今後行われる評価結果を踏まえ、今後の生活習慣病対策のあり方について検討を行っている。																																																																												
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">アウトカム指標</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">H17</th> <th style="width: 10%;">H18</th> <th style="width: 10%;">H19</th> <th style="width: 10%;">H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>達成度合い</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度から運用しているため、現時点での評価はできない。</td> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">アウトプット指標</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">H17</th> <th style="width: 10%;">H18</th> <th style="width: 10%;">H19</th> <th style="width: 10%;">H20</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>達成度合い</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 健康増進総合支援システムの活用件数 (単位：件数)</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>達成度合い</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度から運用しているため、現時点での評価はできない。</td> </tr> </tbody> </table>			アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	1 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)	目標	—	—	—	—	実績	—	—	—	—			達成度合い	—	—	—	(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度から運用しているため、現時点での評価はできない。						アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)	目標	—	—	—	—	実績	—	—	—	—			達成度合い	—	—	—	2 健康増進総合支援システムの活用件数 (単位：件数)	目標	—	—	—	—	実績	—	—	—	—			達成度合い	—	—	—	(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度から運用しているため、現時点での評価はできない。				
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20																																																																								
1 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)	目標	—	—	—	—																																																																								
	実績	—	—	—	—																																																																								
		達成度合い	—	—	—																																																																								
(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度から運用しているため、現時点での評価はできない。																																																																													
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20																																																																								
1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)	目標	—	—	—	—																																																																								
	実績	—	—	—	—																																																																								
		達成度合い	—	—	—																																																																								
2 健康増進総合支援システムの活用件数 (単位：件数)	目標	—	—	—	—																																																																								
	実績	—	—	—	—																																																																								
		達成度合い	—	—	—																																																																								
(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度から運用しているため、現時点での評価はできない。																																																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																										

平成20年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：老健局老人保健課

事業名	マンモグラフィ緊急整備事業																																														
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>																																														
事業の概要	<p>(1) マンモグラフィ緊急整備事業 各自治体におけるマンモグラフィの導入状況・計画を踏まえた上で、必要なマンモグラフィの機器整備のための補助を行う。</p> <p>(2) マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修 マンモグラフィの機器整備に伴い、撮影技師及び読影医師を養成するための研修を行う。</p>																																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年度地域保健・老人保健事業報告によれば、市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の受診者数は約163万人と増加しており、また、乳がんによる死亡者数を減少させるために最も効果がある早期発見に関する指標である発見がん患者数は4,529人と目標を大きく上回っていることから、平成18年度は、当該事業について十分に評価できる。</p> <p>なお、平成19年度の数值は集計中であり、平成21年3月に公表予定である。</p> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを緊急的に整備する費用に対して国庫補助を行うものであり、平成19・20・21年度は予算要求していない。</p> <p>なお、目標値については、本事業により緊急的に整備したマンモグラフィの効果をも測定できるよう、平成19年度まで設定しているものである。</p>																																														
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="400 1160 1449 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 発見乳がん患者数 (単位：人)</td> <td>目標</td> <td>2,000</td> <td>3,200</td> <td>4,300</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>4,398</td> <td>4,529</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成19年度の数值は集計中であり、平成21年3月に公表予定。</p> <table border="1" data-bbox="400 1350 1449 1462"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 マンモグラフィ受診者数 (単位：人)</td> <td>目標</td> <td>1,000,000</td> <td>1,700,000</td> <td>2,000,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,604,557</td> <td>1,631,811</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成19年度の数值は集計中であり、平成21年3月に公表予定。</p>			アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	1 発見乳がん患者数 (単位：人)	目標	2,000	3,200	4,300	—	実績	4,398	4,529	集計中	—	達成度合い	A	A	—	—	アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	1 マンモグラフィ受診者数 (単位：人)	目標	1,000,000	1,700,000	2,000,000	—	実績	1,604,557	1,631,811	集計中	—	達成度合い	A	B	—	—
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20																																										
1 発見乳がん患者数 (単位：人)	目標	2,000	3,200	4,300	—																																										
	実績	4,398	4,529	集計中	—																																										
	達成度合い	A	A	—	—																																										
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20																																										
1 マンモグラフィ受診者数 (単位：人)	目標	1,000,000	1,700,000	2,000,000	—																																										
	実績	1,604,557	1,631,811	集計中	—																																										
	達成度合い	A	B	—	—																																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「「がん対策推進基本計画」に基づき、10年以内のがんの死亡率を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組む」																																												

平成20年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：大臣官房統計情報部企画課情報企画室

事業名	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業																																							
政策体系上の位置付け	基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること 施策目標1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること																																							
事業の概要	平成16年3月に策定された「共通システムの見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一化するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。 ※参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 最適化実施により、これまで別に調達していたインターネット回線を中核的LANシステムの更改（2005年7月）と一括して調達したところ、予定していたとおり、年間22,800千円が経費削減され、また、中核的LANシステムの更改を実施することにより、運用等に職員が費やす年間2,250時間の削減となり、目標値を達成したと評価できる。																																							
	（政策等への反映の方向性） 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。																																							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円）</td> <td>目標</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 削減業務処理時間 （単位：時間）</td> <td>目標</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>（調査名・資料出所、備考） ・指標1及び2は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（厚生労働省ネットワーク（共通システム）」（2008年（平成20年）8月25日厚生労働省行政情報化推進会議決定。別添参照。）による。</p>			アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円）	目標	22,800	22,800	22,800	22,800	実績	22,800	22,800	22,800	—	達成度合い	A	A	A	—	2 削減業務処理時間 （単位：時間）	目標	2,250	2,250	2,250	2,250	実績	2,250	2,250	2,250	—	達成度合い	A	A	A
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20																																			
1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円）	目標	22,800	22,800	22,800	22,800																																			
	実績	22,800	22,800	22,800	—																																			
	達成度合い	A	A	A	—																																			
2 削減業務処理時間 （単位：時間）	目標	2,250	2,250	2,250	2,250																																			
	実績	2,250	2,250	2,250	—																																			
	達成度合い	A	A	A	—																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																					

平成20年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局労働市場センター業務室

事業名	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業																																																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること</p> <p>施策目標1 電子政府推進計画を推進すること</p> <p>施策目標1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること</p>																																																																
事業の概要	<p>職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。</p> <p>【実施施策（主なもの）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者（国民、事業主）の利便性の向上 事業主等の事務手続にかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。 2 業務の処理の効率化・合理化 職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、「職業安定行政関係システム（仮称）」として一体化する。 4 安全性・信頼性の確保 職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報等を扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。 5 調達における透明性の確保 システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。 6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備 ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立 																																																																
【評価結果の概要】	<ol style="list-style-type: none"> 1 削減経費 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請利用率 促進策の推進を行ってきたが、目標率達成には至らなかった。 																																																																
(政策等への反映の方向性)	<p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額：28,350百万円)</p>																																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="475 1509 1369 1832"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 削減経費 (単位：千円)</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 削減業務処理時間 (単位：時間)</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 オンライン申請利用率 (単位：%)</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>別添の1 (1)③</td> <td>別添の1 (1)③</td> <td>別添の1 (1)③</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>参照 別添1 (1)③</td> <td>参照 別添1 (1)③</td> <td>参照</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>—</td> <td>参照</td> <td>参照</td> <td>参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>D</td> <td>D</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>資料出所： ・指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（職業安定行政関係業務）」（2007年（平成19年）8月23日厚生労働省情報政策会議決定。別添参照。）による。 ・事業開始が平成18年度からのため、平成17年度欄の数値の記載はなし。</p> <p>備考： ・指標1、指標2は2011年度（平成23年度）より目標設定を行い、効果が発現する予定である。なお、「最適化効果指標・サービス指標一覧（職業安定行政関係業務）」における、2008、2009、2010年度の削減目標額は最適化計画途上の数字であり目標値ではないため未掲載としている。（2011年度の数値が目標値） ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。 【計算式】オンライン申請利用率＝（オンライン申請件数／全申請件数）×100</p>						アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	1 削減経費 (単位：千円)	目標	—	なし	なし	なし	実績	—	なし	なし	なし	達成度合い	—	なし	なし	なし	2 削減業務処理時間 (単位：時間)	目標	—	なし	なし	なし	実績	—	なし	なし	なし	達成度合い	—	なし	なし	なし	3 オンライン申請利用率 (単位：%)	目標	—	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	実績	—	参照 別添1 (1)③	参照 別添1 (1)③	参照	達成度合い	—	参照	参照	参照			D	D	
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20																																																												
1 削減経費 (単位：千円)	目標	—	なし	なし	なし																																																												
	実績	—	なし	なし	なし																																																												
	達成度合い	—	なし	なし	なし																																																												
2 削減業務処理時間 (単位：時間)	目標	—	なし	なし	なし																																																												
	実績	—	なし	なし	なし																																																												
	達成度合い	—	なし	なし	なし																																																												
3 オンライン申請利用率 (単位：%)	目標	—	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③																																																												
	実績	—	参照 別添1 (1)③	参照 別添1 (1)③	参照																																																												
	達成度合い	—	参照	参照	参照																																																												
			D	D																																																													
※ 別添は、評価書に添付している。																																																																	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成20年度成果重視事業評価書要旨

担当部局名: 労働基準局 労災補償部 労災保険
業務室システム最適化推進室

評価実施時期: 平成20年8月

事業名	労災保険給付業務の業務・システム適化事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること</p> <p>施策目標1 電子政府推進計画を推進すること</p> <p>施策目標1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること</p>
事業の概要	<p>1 労災保険給付における本省払いへの集約化 労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。</p> <p>2 システム化による業務効率化 次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。 ① 労災保険特別加入に係る承認・給付業務、 ② 第三者行為災害における求償業務 ③ 義肢等の支給業務 ④ 各種統計の集計業務 ⑤ 認定等の支援業務</p> <p>3 メインフレームのオープン化 メインフレームを廃止してオープン化するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。</p> <p>4 他のシステムとの連携強化 他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。</p> <p>※参考: 厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 削減経費 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ概ね向上したが、目標値達成には至らなかった。</p> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>1 平成21年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。</p> <p>2 オンライン申請の利用促進については、年度更新期間における一部の労働局内の申請窓口にて、電子申請の体験コーナーを試行的に実施した結果を踏まえ、対策を検討する等、引き続き促進策を推進する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		H17	H18	H19	H20
1 削減経費 (単位：千円)	目標	-	なし	なし	なし
	実績	-	なし	なし	なし
	達成度合い	-	-	-	-
2 削減業務処理時間 (単位：時間)	目標	-	なし	なし	なし
	実績	-	なし	なし	なし
	達成度合い	-	-	-	-
3 オンライン申請利用率 (単位：%)	目標	-	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③
	実績	-	参照 別添の1 (1)③	参照 別添の1 (1)③	参照
	達成度合い	-	D	D	

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（労災保険給付業務の業務・システム）」（2007年（平成19年）8月23日厚生労働省行政情報化推進会議決定。別添参照。）による。
- ・事業開始が平成18年度からのため、平成17年度の数値の記載はなし。
- ・指標1は2009年度（平成21年度）より、指標2は2011年度（平成23年度）より目標設定を行い、効果が発現する予定である。
- ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。

【計算式】オンライン申請利用率＝オンライン申請件数／全申請件数×100

※別添は、評価書に添付している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度成果重視事業評価書要旨

担当部局名:労働基準局労災補償部労災保険
業務室システム最適化推進室

評価実施時期:平成20年8月

事業名	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること</p> <p>施策目標1 電子政府推進計画を推進すること</p> <p>施策目標1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること</p>
事業の概要	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 相談業務の効率化のための対応 (1)府省共通業務・システムである「苦情・相談対応業務」の業務・システムの最適化の動向を踏まえ、府省共通業務・システムを積極的に活用する。 (2)労働相談窓口支援システムを構築する。 (3)録音音声等で対応する機能や、インターネットを利用したホームページの画面案内(FAQの掲載等)により365日24時間対応が可能なシステムを構築する。</p> <p>2 免許管理業務の集中化等 免許管理業務の集中化を行い、免許証の作成を自動化する。</p> <p>3 手作業業務のシステム化 労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務などの手作業業務をシステム化する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 削減経費 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ概ね向上したが、目標値達成には至らなかった。</p> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>1 平成21年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。</p> <p>2 オンライン申請の利用促進については、年度更新期間における一部の労働局内の申請窓口にて、電子申請の体験コーナーを試行的に実施した結果を踏まえ、対策を検討する等、引き続き促進策を推進する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		H17	H18	H19	H20
1 削減経費 (単位：千円)	目標	—	なし	なし	なし
	実績	—	なし	なし	なし
	達成度合い	—	—	—	—
2 削減業務処理時間 (単位：時間)	目標	—	なし	なし	なし
	実績	—	なし	なし	なし
	達成度合い	—	—	—	—
3 オンライン申請利用率 (単位：%)	目標	—	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③
	実績	—	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	参照
	達成度合い	—	D	D	—

(調査名・資料出所、備考)

・指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧(監督・安全衛生等業務)」(2007年(平成19年)8月23日厚生労働省行政情報化推進会議決定。別添参照。)による。

事業開始が平成18年度からのため、平成17年度の数値の記載はなし。

・指標1は、2009年度(平成21年度)より、指標2は2011年度(平成23年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。

・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。

【計算式】オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100

※「別添」は、評価書に添付している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室

事業名	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 X II 国民生活の利便性の向上に関わる IT 化を推進すること</p> <p>施策目標 1 電子政府推進計画を推進すること</p> <p>施策目標 1-1 行政分野への IT (情報通信技術) の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること</p>
事業の概要	<p>1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化 労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。 また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている番号との統一化による同システムとのデータの共用化を行う。さらに、社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録することを検討する。</p> <p>2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化 都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。</p> <p>3 申告書等の書類管理のシステム化 年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。</p> <p>4 問い合わせ対応業務等の外部委託化 従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。</p> <p>5 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進 府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備される e-Gov (電子政府の総合窓口) に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等を不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。 また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。</p> <p>6 届出書類作成支援機能の提供 従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで普通用紙を用いて作成し、届出を可能とする機能をインターネットで提供することにより、事業主等が行う届出書類作成業務の簡素化を図る。</p> <p>7 メインフレームのオープン化 再構築によりメインフレームをオープン化することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。</p> <p>※参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 削減経費 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 平成19(2007)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ概ね向上したが、目標値達成には至らなかった。</p>

(政策等への反映の方向性)

- 1 平成21年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。
- 2 オンライン申請の利用促進については、年度更新期間における一部の労働局内の申請窓口にて、電子申請の体験コーナーを試行的に実施し、またその実施結果を踏まえた次なる対策を検討する等、引き続き促進策を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		H17	H18	H19	H20
1 削減経費 (単位：千円)	目標	—	なし	なし	なし
	実績	—	なし	なし	なし
	達成度合い	—	—	—	—
2 削減業務処理時間 (単位：時間)	目標	—	なし	なし	なし
	実績	—	なし	なし	なし
	達成度合い	—	—	—	—
3 オンライン申請利用率 (単位：%)	目標	—	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③	別添の1 (1)③
	実績	—	参照 別添の1 (1)③	参照 別添の1 (1)③	参照
	達成度合い	—	D	D	—

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧(労働保険適用徴収業務)」(2008年(平成20年)3月19日改訂。別添参照。)による。
- ・事業開始が平成18年度からのため、平成17年度の数値の記載はなし。
- ・指標1は2010年度(平成22年度)より、指標2は2013年度(平成25年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。
- ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。

【計算式】オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100

※「別添」は、評価書に添付している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)